

江津市地域防災計画（案）

【資料編】

令和7年2月

江津市防災会議

目 次

1. 災害関係一般資料.....	1
(1) 地形の概要.....	1
(2) 山 系.....	1
(3) 河 川.....	1
(4) 位 置.....	2
(5) 主な山岳.....	2
(6) 主な島しょ.....	2
(7) 主な河川.....	2
(8) 主な池.....	2
(9) 地 質.....	3
(10) 気 候.....	3
(11) 災害気象.....	3
(12) 気象状況の推移.....	4
(13) 江津市の既往の主な災害.....	5
(14) 過去の代表的災害の内容.....	10
(15) 災害被害記録.....	15
2. 災害予防関係.....	19
(1) ダム機能表.....	19
(2) 地震、津波災害予防.....	20
(3) 防災重点農業用ため池一覧表.....	22
(4) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定箇所数.....	22
(5) 山地災害危険地区指定箇所数.....	23
(6) 砂防指定箇所.....	24
(7) 道路災害予防.....	26
(8) 気象観測施設.....	27
(9) 水防予防.....	29
(10) サイレン等信号.....	42
(11) ダム関係予防.....	44
(12) 気象等警報・注意報の種類.....	47

(13) 江津市要配慮者利用施設一覧	53
(14) 主な災害備蓄物資一覧表	55
3. 災害応急対策関係	56
(1) 指定緊急避難場所、指定避難所一覧	56
(2) 福祉避難所一覧	58
(3) 避難空地予定場所	59
(4) ヘリポート予定地	59
(5) 水防団船艇数	60
(6) 大規模災害時に需要が見込まれる医薬品等	61
4. 様式関係	65
島根県総合防災システム被害等報告様式	65
5. 条例・規則関係	66
(1) 江津市防災会議条例	66
(2) 江津市災害対策本部条例	68
(3) 江津市災害対策本部設置規則	69
6. 協定関係	70
(1) 江津市災害協定一覧表	70
(2) 島根県防災ヘリコプター運航管理要綱（抜粋）	71
(3) 島根県防災ヘリコプター緊急運航要領（抜粋）	74
(4) 島根県防災ヘリコプター緊急運航基準	79
7. 地区防災計画一覧	81

1. 災害関係一般資料

(1) 地形の概要

江津市は、島根県の海岸部中央やや西寄りにあり、中国地方最大の川である江の川の河口部に位置する。東は大田市及び川本町、西は浜田市、南は邑南町に接し、日本海に面する海岸部の延長は約19km、北西から南東へ16km、総面積は268.24km²で、その約8割を森林が占めている。

また市域からは良質な粘土が産出され、古くから窯業が栄えており「石州瓦」の産地として知られ、全国2位の粘土瓦の産出量を誇っている。

国道9号線は市街地をつらぬいて海岸部を東西に走り、国道261号線は江の川に沿って走り、近郊の市町と連絡している。

(2) 山系

本市の山系は、海岸部に並行して北東から南西に連なる階段構造であり、県境をなす中国山系が1,200m級、中山山系が800m級、最も海岸寄りに500mの連山からなり、いずれも中生代以後の火成岩体である。

市内で最も高い西山で593mであり、比較的高い山は市の南東部の大田市温泉津町境及び桜江地域に集まっている。これらの前山として、島の星山を中心とする連山及び大久保山を中心とする連山が乱立している。これらの山は概して急であり、集落間を離間する交通の障害を伴っている。

(3) 河川

本市には、江の川をはじめ都治川、敬川など大小合わせ120余の河川がある。

江の川は、その水源を広島県山県郡北広島町大朝阿佐山に発し、三次市において馬洗川、西城川及び神野瀬川を合わせ西流し、本県に入り出羽川を合わせ北流する。邑南町において再び西流に転じ八戸川、都治川などを合わせ本市において日本海に注ぐ。幹川の流域延長194kmのうち島根県側約86km(本市内約31.5km)、流域面積3,870km²(島根県1,250km²)に及ぶ中国第1の河川である。流域は幅が狭く特に両岸はV字型のため局部的な災害が過去連続的に発生している。

・八戸川

八戸川は、流域延長36.0km 流域面積296.2km²で水源は邑南町北西部の広島県との県境付近に発し北流し、石見街道とともにやや西寄りに流れていく。浜田市旭町で来尾川、谷川を合し、桜江町に入ると八戸ダムを経て東流に転じて家古屋川、日和川を合し、川戸で江の川に注ぐ。

流域の幅の広さと比較して江の川との合流点の幅は狭く、緩やかな勾配とあいまって災害時には鉄砲水(急激な増水・出水)を起こしやすく、下流域は、江の川の水位上昇による逆流(バックウォーター)が生じやすい。昭和47年災害、昭和58年災害、平成25年災害、平成30年災害、令和2年災害、令和3年災害の際も市山・川戸地区等において大規模な浸水被害をもたらしている。

・都治川

都治川は、流域延長15.2km、流域面積51.8km²で水源は大田市温泉津町井田三子山に発し西流し本市に入る。岩滝寺滝をなし、波積町本郷二川地内で南川を合わせ、都治町上都治で北川を合わせ、慈恩寺付近で大きく屈曲し、南流に転じ、松川町下河戸で江の川に注ぐ。都治町下都治付近から江の川合流点まで流域勾配はほとんどなく出水時の江の川の水位の上昇によりしばしば災害に見舞われる。

・敬川

敬川は、流域延長14.5km、流域面積52.2km²でその水源は弓張峠に発し西流し、跡市町小田地内で目田川を合し、旧跡市中学校付近で大きく南流し、金口地内で本明川を有福温泉町堂庭地内で湯路川を合し、浜田市下有福地内を経て敬川町で日本海に注ぐ市西部で最大の河川である。流域は幅が狭くV字型のため災害が多発し、昭和58年7月23日の豪雨の際、跡市、有福、敬川の各地で大きな災害が発生している。

(4) 位置

区分	経度	緯度	距離
東端	132° 28' 05"		東西 29.0km
西端	132° 08' 45"		
南端		34° 53' 28"	南北 15.4km
北端		35° 01' 35"	
市役所の位置	132° 13' 24"	35° 00' 29"	

(5) 主な山岳

名称	標高
西山	593.3m
国時山	573.5m
島星山	470.1m
本明山	417.2m
空条	505.3m
田平山	501.7m
奥寺山	521.4m
甘南備寺山	522.4m

(6) 主な島しょ

名称	面積
大島	0.08 km ²

(7) 主な河川

名称	区分	河川延長	上流端	下流端
江の川	1級	194.0km	広島県山県郡北広島町	江津市 日本海
都治川	1級	15.2km	大田市温泉津町	江津市 江の川
敬川	2級	18.0km	跡市町	江津市 日本海
八戸川	1級	32.6km	邑智郡邑南町	江津市 江の川

(8) 主な池

名称	所在地	周囲	満水面積	最深
菰沢池	江津市浅利町	2.0km	71.000 m ²	8.0m

(9) 地 質

中生代末期白亜紀後期の火山活動によって中国地方の原形が形成され、本市域もほとんどの今日の姿を呈するに至った。

本市の基盤は、大部分が石英流紋岩、石英斑岩、石英緑岩で直接地表に露出したものである。

耕土は、沖積土を除いて母岩が風化され、浸食されると微個な細屑物となり、加水分解して定積土ができる。本市の土壌分布状態は周辺部の壤土地帯と沿岸部の砂質地帯に大別できる。

(10) 気 候

気温、降水量とも穏やかで、山陰型気候のなかでも比較的北九州気候に近く温和であるが、冬期は北西の季節風がかなり強く、曇りがちな天気が続く。

年平均気温の平年値（1991～2020）は、近隣の浜田観測所において、年平均 15.7℃、月最高は8月の 26.8℃、月最低は1月の 6.2℃となっている。

年降水量の平年値（1991～2020）は、1,953.5 mmとなっている。また、降雪量に関しては県内でも少ない。

(11) 災害気象

本市に災害をもたらす気象現象は、梅雨末期の豪雨、台風及び冬の季節風に加え、主に夏から秋にかけて発生するゲリラ豪雨があげられる。

梅雨はオホーツク海付近に源をもつ冷氣塊と太平洋の暖気塊との境界の前線上を 1000km 位の間隔で低気圧が東進し、平均的には6月 10 日頃からほぼ1か月間で6月と7月の雨量合計の平年値は 455.3mm であるが、年によって遅速、長短と雨量の多少がある。昭和 58 年 7 月 22 日 19 時から 23 日 15 時までに 321mm という豪雨に見舞われて市の西部で大きな被害を出した。

また、昭和 63 年 7 月にも、14 日から 15 日 16 時までに 394mm という豪雨に見舞われ、市の中心部から西部にかけて浸水及び山腹崩壊による大きな被害を出した。

台風は太平洋域で発生する熱帯性の低気圧で内形で渦巻状の荒天域を形成し、中心付近で気圧が急に深まることから小さくても強い風雨を伴う。年間に発生する数は平均して 25 個位とされている。日本で台風に見舞われるのは8～9月が多い。7月までは中国大陸に向かうものが多く、10月になると日本の南海上を通過することが多い。一般に台風が東側を通過するときは、北風が強くなり大雨になるが西側を通過するときは南風が強くなり平成 3 年 9 月 27 日台風 19 号が本市の日本海沖を通過したため、瞬間最大風速 47.8 メートルを記録し、市内海岸部に暴風による大きな被害をもたらせた。

寒候期に日本海で低気圧が発生すると、猛烈な風が吹き船舶に与える影響は大である。

2月になると「春一番」と呼ばれる強風がある。これも日本海で低気圧が発達するときに起こるものである。

(12) 気象状況の推移

単位：℃、mm、日

年次	気温			降水量	最大 降水日	最大 降水量
	最高	最低	平均			
昭和63年	31.4	-1.0	15.3	1,526.5	—	—
平成元年	34.4	-0.3	15.5	1,686.5	8/7	98.0
平成2年	34.6	-3.2	16.3	1,234.0	6/15	55.0
平成3年	34.7	-5.1	15.4	1,499.5	6/2	93.0
平成4年	34.5	0.5	15.5	1,161.5	7/15	59.0
平成5年	31.4	-2.0	14.8	1,860.0	7/25	90.5
平成6年	37.7	-4.3	17.0	926.0	9/16	62.0
平成7年	36.9	1.7	18.3	1,286.0	8/31	116.5
平成8年	33.8	-4.1	15.4	1,195.5	6/25	80.5
平成9年	34.1	-3.5	15.5	1,786.0	8/15	97.0
平成10年	33.0	-4.5	16.2	1,264.0	9/25	78.0
平成11年	34.9	-3.7	15.5	1,174.0	6/29	99.0
平成12年	34.7	-2.2	15.2	1,202.5	9/22	132.0
平成13年	33.8	-4.7	15.1	1,396.0	6/19	91.0
平成14年	35.8	-2.2	15.3	1,044.5	4/15	43.5
平成15年	33.0	-5.5	14.7	1,442.0	7/10	66.5
平成16年	33.6	-5.8	15.6	1,215.0	10/20	117.5
平成17年	33.4	-6.0	15.6	1,030.5	9/6	61.0
平成18年	34.2	-1.7	15.8	1,597.5	7/18	143.0
平成19年	36.4	1.0	16.6	1,238.0	8/3	66.0
平成20年	33.5	0.0	16.0	1,082.5	9/26	48.5

資料：江津邑智消防組合「消防年報」

単位：℃、mm、日

年次	気温			降水量	最大 降水日	最大 降水量
	最高	最低	平均			
平成21年	33.1	-1.4	15.6	1,609.0	6/22	104.5
平成22年	37.7	-1.8	16.0	1,512.0	7/14	114.0
平成23年	36.1	-4.3	15.6	1,571.5	5/11	153.0
平成24年	36.8	-4.0	15.5	1,349.5	7/5	75.0
平成25年	34.5	-2.6	16.0	2,134.5	8/24	253.5
平成26年	34.7	-0.9	15.3	1,626.5	12/4	64.5
平成27年	34.1	-2.4	15.7	1,568.0	11/17	64.0
平成28年	34.4	-5.0	16.4	1,940.0	9/8	106.5
平成29年	38.5	-0.7	15.9	1,656.5	8/15	90.0
平成30年	37.7	-3.5	16.0	1,969.0	9/1	119.5
令和元年	35.5	1.0	16.4	1,353.5	8/28	87.5
令和2年	37.3	0.0	16.3	1,867.5	6/13	162.5
令和3年	34.2	-4.1	16.4	1,914.0	8/9	205.0
令和4年	36.0	-2.3	16.3	1,220.5	7/19	93.0
令和5年	36.0	-4.1	17.0	1,658.5	5/29	86.0

資料：気象庁HP「浜田特別地域気象観測所」

(13) 江津市の既往の主な災害

① 風水害

年月日	種別	被害状況
昭和46年	大雨	江の川流域氾濫・浸水箇所 (長田、郷田、千金、太田、八神、田野村、都治、松川、久坪、櫃原、中長良、長良、瀬尻、小松、大口、仁万瀬、谷住郷各地区)
昭和47年 7月10日～12日	大雨	江の川流域浸水・氾濫箇所 (渡津、高浜、長田、千金、太田、八神、田野村、市村、久坪、櫃原、中長良、長良、瀬尻、小松、大口、仁万瀬、川戸、谷住郷、下の原、市、船津、妙見谷、天神郷、元折、榎谷、久井谷、田津、和田、大貫、渡田、川越、坂本、鹿賀各地区) 八戸川流域浸水・氾濫箇所 (志谷、小田、三田地、今田、市山、江尾、八戸各地区)
昭和58年	大雨	江の川流域浸水・氾濫箇所 (渡津、高浜、長田、本町、千金、太田、八神、田野村、市村、久坪、櫃原、中長良、長良、瀬尻、大口、仁万瀬、谷住郷、元折、榎谷、久井谷、田津、和田、大貫、渡田、川越、坂本、鹿賀各地区) 八戸川流域浸水・氾濫箇所 (志谷、小田、三田地、今田、市山、江尾、八戸各地区)
昭和63年	大雨	江の川流域浸水・氾濫箇所 (小松、大口、仁万瀬、川戸、谷住郷、下の原、市、船津、妙見谷、天神郷、本町、市東、元折、榎谷、久井谷、田津、和田、大貫、渡田、川越、坂本、鹿賀、志谷、) 八戸川流域浸水・氾濫箇所 (志谷、小田、三田地、今田、市山、江尾、八戸各地区)
平成5年 6月28日～30日	梅雨前線 降雨	川平観測所 総雨量 121mm、時間最大雨量 19mm/h
平成5年 7月2日～3日	梅雨前線 降雨	川平観測所 総雨量 91mm、時間最大雨量 22mm/h
平成5年 7月27日～29日	台風5号に よる降雨	川平観測所 総雨量 105mm、時間最大雨量 12mm/h 吉田観測所 総雨量 283mm、時間最大雨量 22mm/h
平成5年 8月16日～18日	低気圧通過 の降雨	川平観測所 総雨量 82mm、時間最大雨量 13mm/h
平成5年 9月2日～5日	台風13号に よる降雨	川平観測所 総雨量 160mm、時間最大雨量 41mm/h
平成7年 7月2日～4日	梅雨前線 降雨	川平観測所 総雨量 160mm、時間最大雨量 20mm/h 吉田観測所 総雨量 318mm、時間最大雨量 22mm/h
平成9年 8月4日～6日	梅雨前線 降雨	川平観測所 総雨量 106mm、時間最大雨量 21mm/h
平成10年 10月16日～18日	台風10号に よる降雨	川平観測所 総雨量 148mm、時間最大雨量 44mm/h
平成11年 6月29日～30日	梅雨前線 降雨	川平観測所 総雨量 164mm、時間最大雨量 29mm/h
平成18年6月 29日～30日	梅雨前線 降雨	総雨量 526 mm、時間最大雨量 43 mm/h (上津井観測所)
平成22年 7月11日～15日	梅雨前線 降雨	総雨量 275 mm (有福観測所)、時間最大雨量 42 mm/h (川戸観測所)
平成25年 8月23日～24日	大雨	総雨量 474 mm 敬川流域の浸水・氾濫箇所(有福温泉湯町・堂庭、跡市町目田) 八戸川流域の浸水・氾濫箇所(志谷、小田、三田地、今田、市山、江尾、八戸各地区)

平成30年 7月5日～8日	大雨	総雨量 158.5 mm (桜江観測所)、370.3 mm (津名観測所 (広島県)) 浜原ダム 最大放流量 毎秒 7,260 トン 江の川本流のバックウォーター現象により、八戸川・小谷川・田津谷川・都治川流域等で浸水・氾濫
令和2年 7月13日～14日	大雨	総雨量 151 mm (桜江観測所) 浜原ダム 最大放流量 毎秒 6,871 トン 江の川流域浸水・氾濫箇所 松川町太田、上河戸、下河戸、長良、川平町南川上、桜江町川戸、後山、谷住郷、田津、大貫、川越 八戸川流域浸水・氾濫箇所 桜江町今田、小田
令和3年 8月12日～15日	大雨	総雨量 214 mm (桜江観測所) 浜原ダム 最大放流量 毎秒 5,108 トン 八戸ダム 最大放流量 毎秒 242.93 トン 江の川流域浸水・氾濫箇所 渡津町、川平町南川上、松川町上河戸、下河戸、長良、桜江町川戸、谷住郷、田津、大貫、川越 八戸川流域浸水・氾濫箇所 桜江町今田

② 地震災害

＜過去に島根県で発生した(若しくは影響を及ぼした)主な地震、津波災害＞

発震年月日		震源			規模 (M)	記事
西暦	日本歴	震源地	北緯	東経		
880. 11. 23	元慶 4. 10. 14	出雲	35. 4	133. 2	7. 4	神社、仏閣、家屋転倒す
1026. 6. 16	万寿 3. 5. 23	石見	不明	不明	不明	万寿の大津波、石見地方沿岸に大被害
1748. 6. 18	寛延 1. 5. 23	松江	不明	不明	不明	雲州地震
1778. 2. 14	安永 7. 1. 18	石見	34. 6	132. 0	6. 5 程度	波佐村で石垣倒壊 三隅川沿いで潰家あり
1823. 1. 14	文政 5. 12. 3	石見	不明	不明	不明	美濃村で潰家 10 戸
1835. 3. 12	天保 6. 2. 14	石見	35. 1	132. 6	5. 5	高畑村で墓石等倒壊
1859. 1. 5	安政 5. 12. 2	石見	34. 8	131. 9	6. 2±0. 2	地裂け、潰家あり、周布村で数戸、 美濃村で潰家 10
1859. 10. 4	安政 6. 9. 9	石見	34. 5	132. 0	6. 0～6. 5	周布村で家屋倒壊数戸
1872. 3. 14	明治 5. 2. 6	浜田 (石見浜田地震)	35. 15	132. 1	7. 1	死者 600 余、家屋 5,000 戸以上、 津波あり
1904. 6. 6	明治 37. 6. 6	島根県東部	35. 3	133. 2	5. 8	能義郡内堤防亀裂、瓦落下 最大 震度 5：境
1914. 5. 23	大正 3. 5. 23	島根県東部	35. 35	133. 2	5. 8	能義、八束、大原郡で壁の亀裂
1941. 4. 6	昭和 16. 4. 6	山口県北部	34° 31. 6	131° 38. 1	6. 2	山口県北部県境小被害
1943. 9. 10	昭和 18. 9. 10	鳥取県東部	35° 28. 4	134° 11. 0	7. 2	小被害
1946. 12. 21	昭和 21. 12. 21	紀伊半島沖 (南海地震)	32° 56. 1	135° 50. 9	8. 0	平田、大社で民家倒壊
1950. 8. 22	昭和 25. 8. 22	島根県西部	35° 10. 2	132° 38. 7	5. 2	壁に亀裂、墓石転倒
1964. 6. 16	昭和 39. 6. 16	新潟県沖 (新潟地震)	38° 22. 2	139° 12. 7	7. 5	住家床下浸水 1、一部破損 8
1977. 5. 2	昭和 52. 5. 2	島根県東部	35° 09. 0	132° 42. 0	5. 6	住宅被害 107 棟
1978. 6. 4	昭和 53. 6. 4	島根県東部	35° 05. 0	132° 42. 0	6. 1	住家半壊 29 棟、一部損壊 39 棟、 非住家全壊 2 棟、半壊 2 棟、一部 損壊 33 棟
1983. 5. 26	昭和 58. 5. 26	秋田県沖 (日本海中部地震)	40° 21. 6	139° 04. 4	7. 7	津波により負傷者 5 人 床上浸水 152 棟、床下浸水 279 棟 など
1991. 8. 28	平成 3. 8. 28	島根県東部	35° 19. 4	133° 11. 2	5. 9	壁に亀裂、ヒビ、ガラス割れ、瓦 落下など
1993. 7. 12	平成 5. 7. 12	北海道南西沖 (北海道南西沖地震)	42° 46. 9	139° 10. 8	7. 8	津波により、床上浸水 5 棟、床下 浸水 78 棟など
1997. 6. 25	平成 9. 6. 25	山口県北部	34° 26. 5	131° 40. 0	6. 6	益田市で震度 5 強 小被害
2000. 10. 6	平成 12. 10. 6	鳥取県西部 (鳥取県西部地震)	35° 16. 5	133° 20. 9	7. 3	安来、宍道、仁多で震度 5 強 重症 2 名、軽症 9 名、住家全壊 34 棟、半壊 576 棟など
2001. 3. 24	平成 13. 3. 24	安芸灘 (芸予地震)	34° 07. 5	132° 42. 5	6. 7	羽須美、桜江、三隅で震度 5 弱 軽傷 3 名、一部損壊 10 棟 文教施設 9 など
2018. 4. 9	平成 30. 4. 9	島根県西部	35° 11. 0	132° 35. 2	6. 1	大田市大田町で最大震度 5 強 負傷者 4 名、住家全壊 18 棟、大 規模半壊 8 棟、半壊 52 棟、一部 損壊 572 棟など

(資料：松江地方気象台、大田市東部を震源とする島根県西部地震記録誌)

③ 火災災害（資料：江津邑智消防組合）

＜平成16年以降（20年間）の年別火災発生状況＞

（単位 火災件数：件 損害額：千円）

年別	種別	合計	火 災 種 別				
			建 物	林 野	車 両	船 舶	その他
平成 16年	件 数	20	9	2			9
	損害額	91,662	85,251	0			6,411
17年	件 数	16	7		1		8
	損害額	11,818	11,818				0
18年	件 数	20	9	1	2		8
	損害額	28,337	26,971	0	1,366		0
19年	件 数	16	6		2		8
	損害額	19,084	11,846		7,233		5
20年	件 数	14	5		1		8
	損害額	8,791	8,764		17		10
21年	件 数	17	5	4			8
	損害額	20,774	20,612	0			162
22年	件 数	29	15	2	1	1	10
	損害額	130,742	107,910	220	1,226	60	2,003
23年	件 数	17	7	2	1		7
	損害額	26,907	26,133	0	771		3
24年	件 数	19	7	1			11
	損害額	7,514	7,487	22			5
25年	件 数	19	7	2	1		9
	損害額	7,780	7,618	0	90		72
26年	件 数	12	6	1	1		4
	損害額	5,830	5,693	3	132		2
27年	件 数	19	7	3	2		7
	損害額	19,901	19,331	64	171		335
28年	件 数	12	3	1	1		7
	損害額	7,484	5,081		2,100		303
29年	件 数	15	7		1		7
	損害額	36,454	36,357		26		71
30年	件 数	24	10	2	2		10
	損害額	32,942	29,390	33	1,953		1,566
令和 元年	件 数	14	3		1		10
	損害額	315	239		72		4
2年	件 数	12	2	2			8
	損害額	1,716	2	1,694			20
3年	件 数	9	3	2			4
	損害額	35,986	34,244	1,641			101
4年	件 数	15	9	2			4
	損害額	9,346	9,336				10
5年	件 数	20	9	2	1		8
	損害額	40,839	39,396	1,040	110		293

資料：江津邑智消防組合「消防年報」

④ 雪災害

＜過去に江津市で発生した雪災害＞

年 月 日	被 害 状 況	記 事
昭和 38 年 2 月	江津地区 家屋の倒壊 8 戸 家屋の半壊 18 戸 非住家の全半壊 13 戸 被害金額 45,000 千円 (昭和 38 年 2 月 20 日現在) 桜江地域 被害金額 75,000 千円	波積、松川、川平、井沢、清見、福田、本明などでは最高 3.5m ないし 4.0m の積雪となった。雪の重みにより、破損する家屋が続出し、2 月 15 日災害救助法を適用された。
昭和 57 年 1 月 16 日 ～1 月 19 日	(金額単位 千円)	
	農 作 物	9,524
	果樹等樹体	8,343
	農 業 施 設	500
	畜 産	600
	造 林 木	3,638
	合 計	22,605
		17 日県下全域にわたって 0.3m～1.0m の大雪となり、さらに、19 日朝にかけ 0.3m～0.4m の積雪となった。

(14) 過去の代表的災害の内容

① 昭和46年災害

■災害の内容

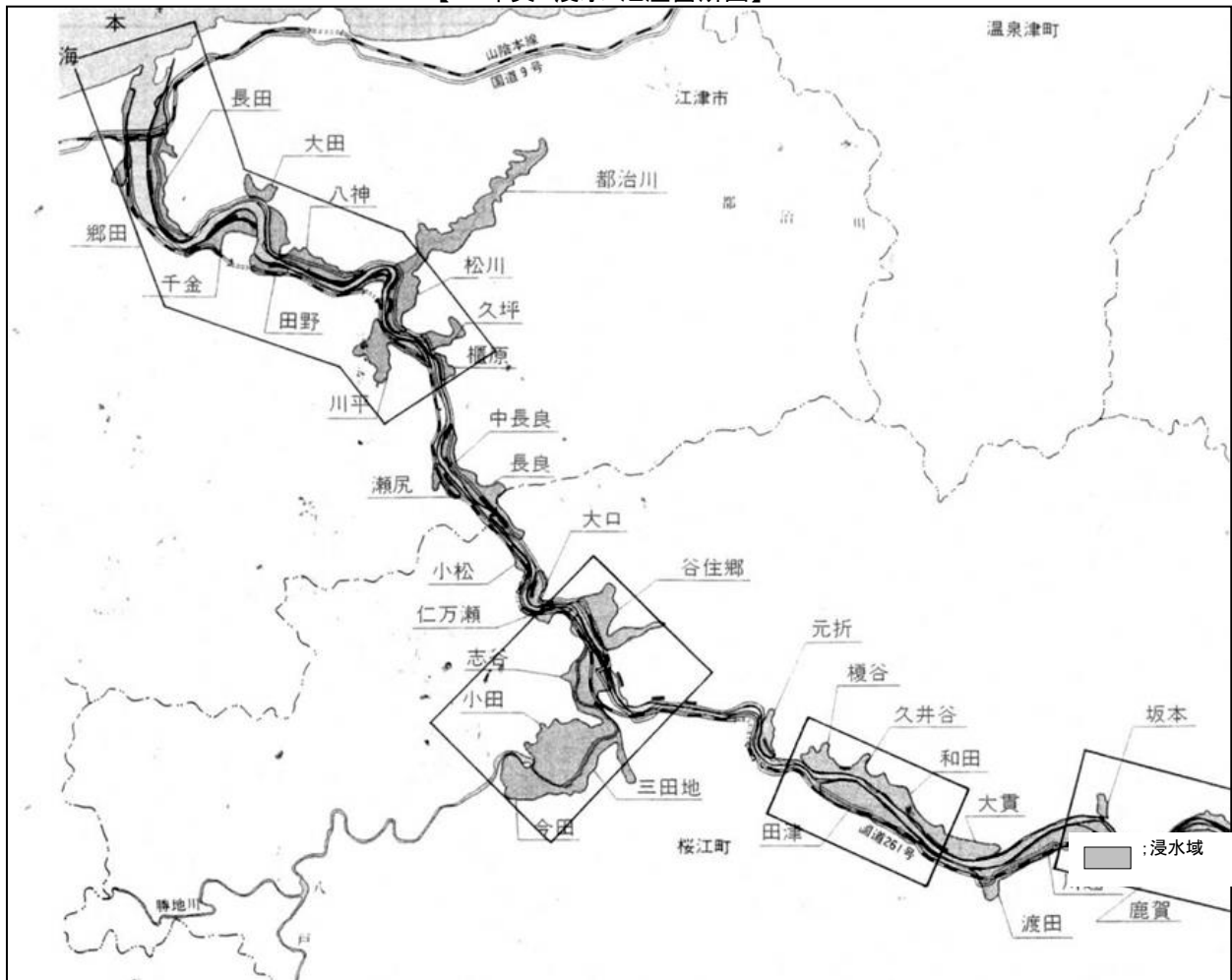
- ・災害箇所 江の川流域
- ・災害を受けた月日 昭和46年7月
- ・災害内容

家屋の被害	住 家			
64,748 千円	全 壊	半 壊	床上浸水	床下浸水
	18 戸	40 戸	247 戸	1,053 戸

農地等の被害	冠水埋没等面積	農業用施設等被害	林業関係等被害	水産関係等被害	土木関係等被害
121,100 千円	610ha	241,930 千円	72,100 千円	— 千円	498,286 千円
水道関係等被害	教育関係等被害	商工関係等被害	公共関係等被害	その他	
2,800 千円	13,600 千円	167,500 千円	— 千円	18,400 千円	

・浸水・氾濫箇所 下図に示す

【46年災 浸水・氾濫箇所図】



② 昭和47年災害

■災害の内容

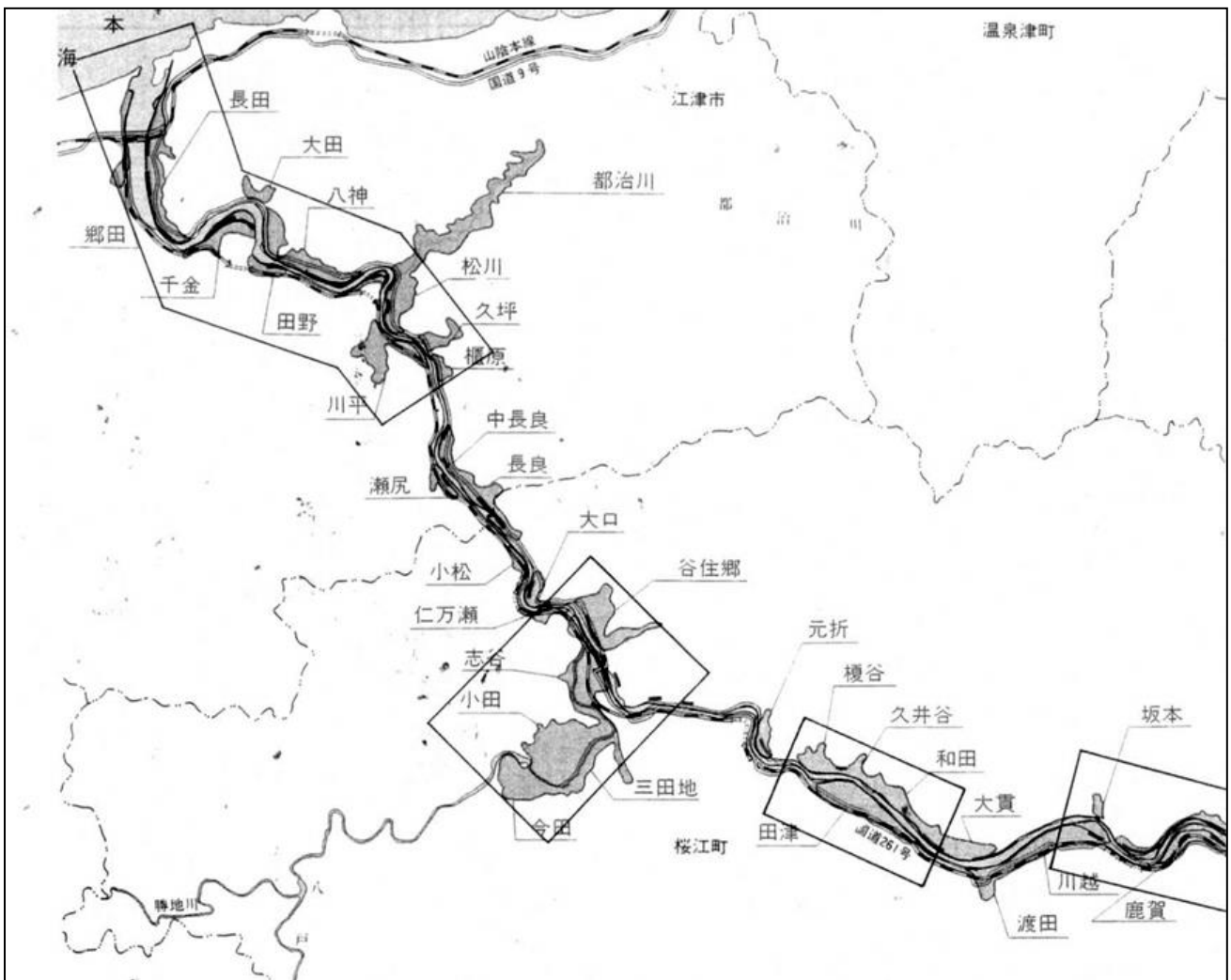
- ・災害箇所 江の川流域
- ・災害を受けた月日 昭和47年7月10日～7月12日
- ・災害内容

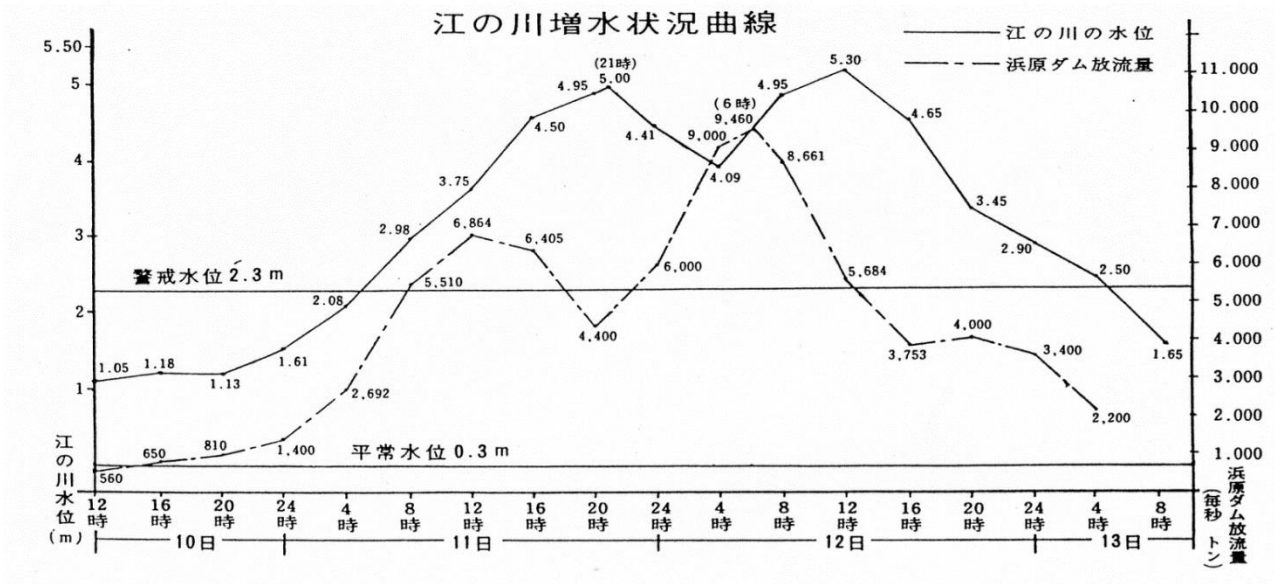
家屋の被害	住 家			
	全 壊	半 壊	床上浸水	床下浸水
1,230,300 千円	63 戸	146 戸	739 戸	402 戸

農地等の被害	冠水埋没等面積	農業用施設等被害	林業関係等被害	水産関係等被害	土木関係等被害
671,060 千円	469.9ha	184,500 千円	198,500 千円	3,590 千円	161,436 千円
水道関係等被害	教育関係等被害	商工関係等被害	公共関係等被害	その他	
4,070 千円	34,528 千円	280,969 千円	80,787 千円	430,199 千円	

・浸水・氾濫箇所 下図に示す

【47年災 浸水・氾濫箇所図】





③ 昭和 58 年災害

■災害の内容

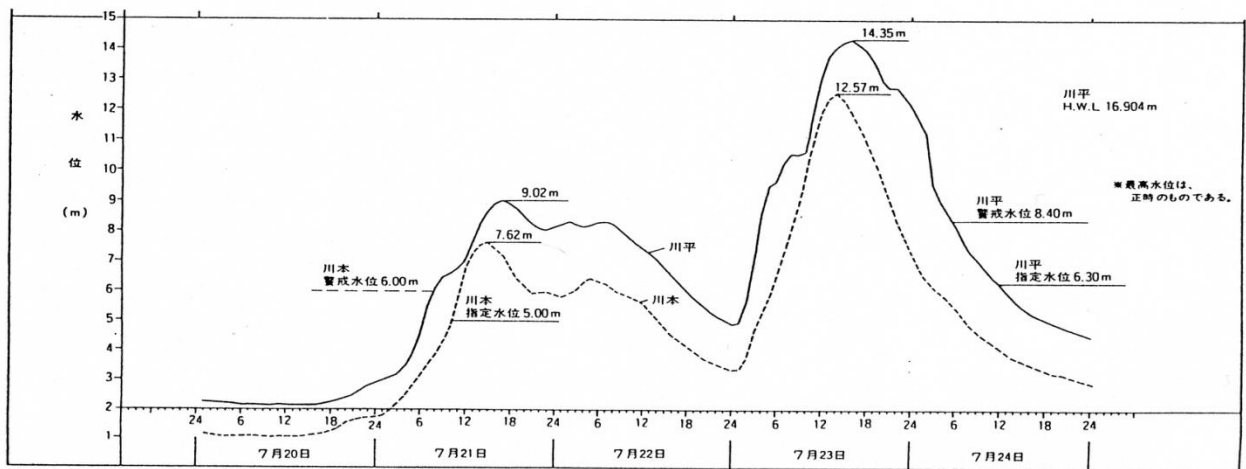
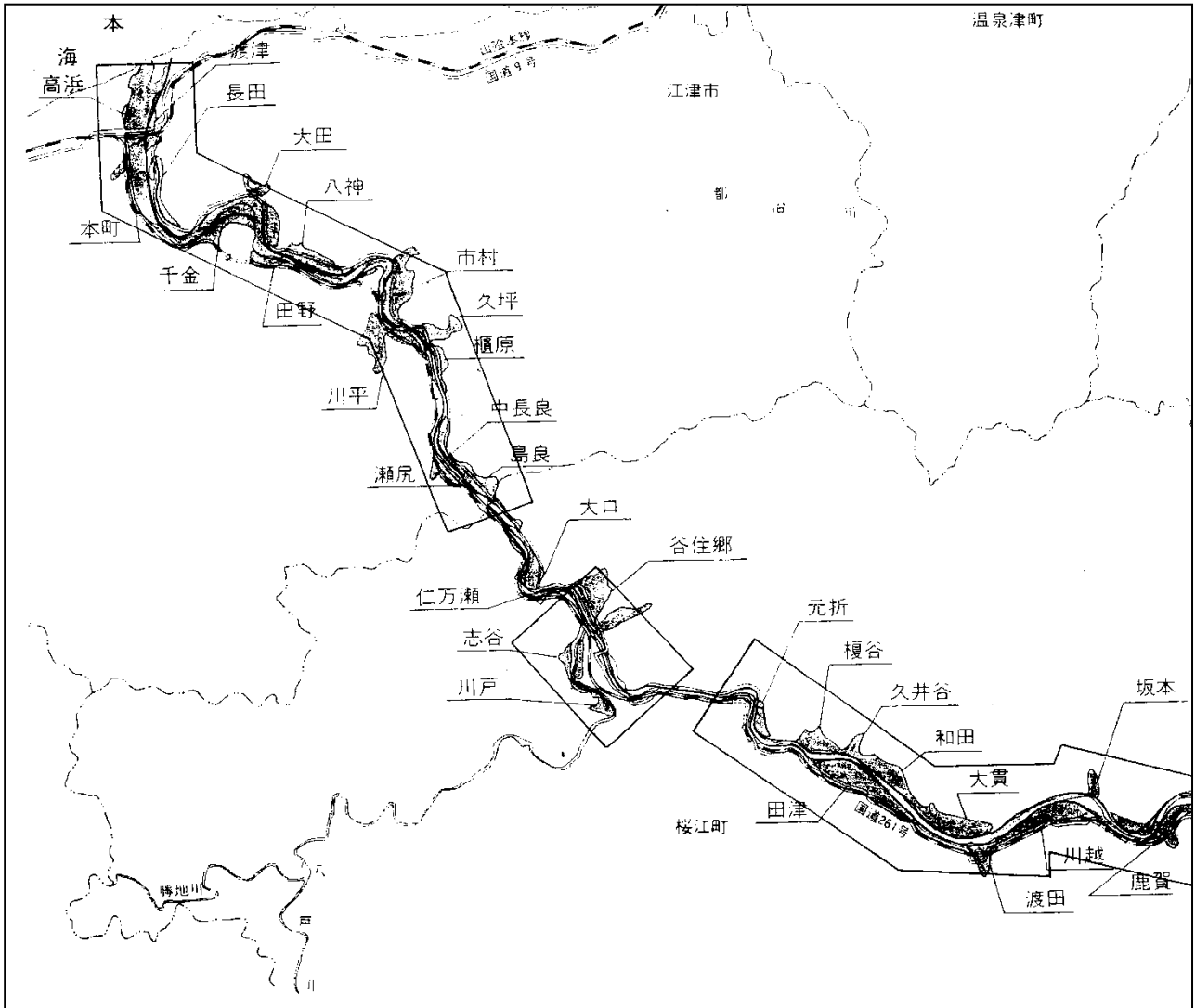
- ・ 災害箇所 江の川流域
- ・ 災害を受けた月日 昭和 58 年 7 月 22 日～7 月 23 日
- ・ 災害内容

家屋の被害	住 家				
	流 失	全 壊	半 壊	床上浸水	床下浸水
	2 戸	13 戸	21 戸	461 戸	553 戸

農地等の被害	冠水埋没等面積	農業用施設等被害	林業関係等被害	水産関係等被害	土木関係等被害
474,000 千円	56.1ha	1,442,000 千円	1,395,050 千円	— 千円	2,251,950 千円
水道関係等被害	教育関係等被害	商工関係等被害	公共関係等被害	その他	
24,360 千円	68,850 千円	1,576,070 千円	96,950 千円	5,200 千円	

・浸水・氾濫箇所 下図に示す

【58年災 浸水・氾濫箇所図】



④ 昭和 63 年災害

■災害の内容

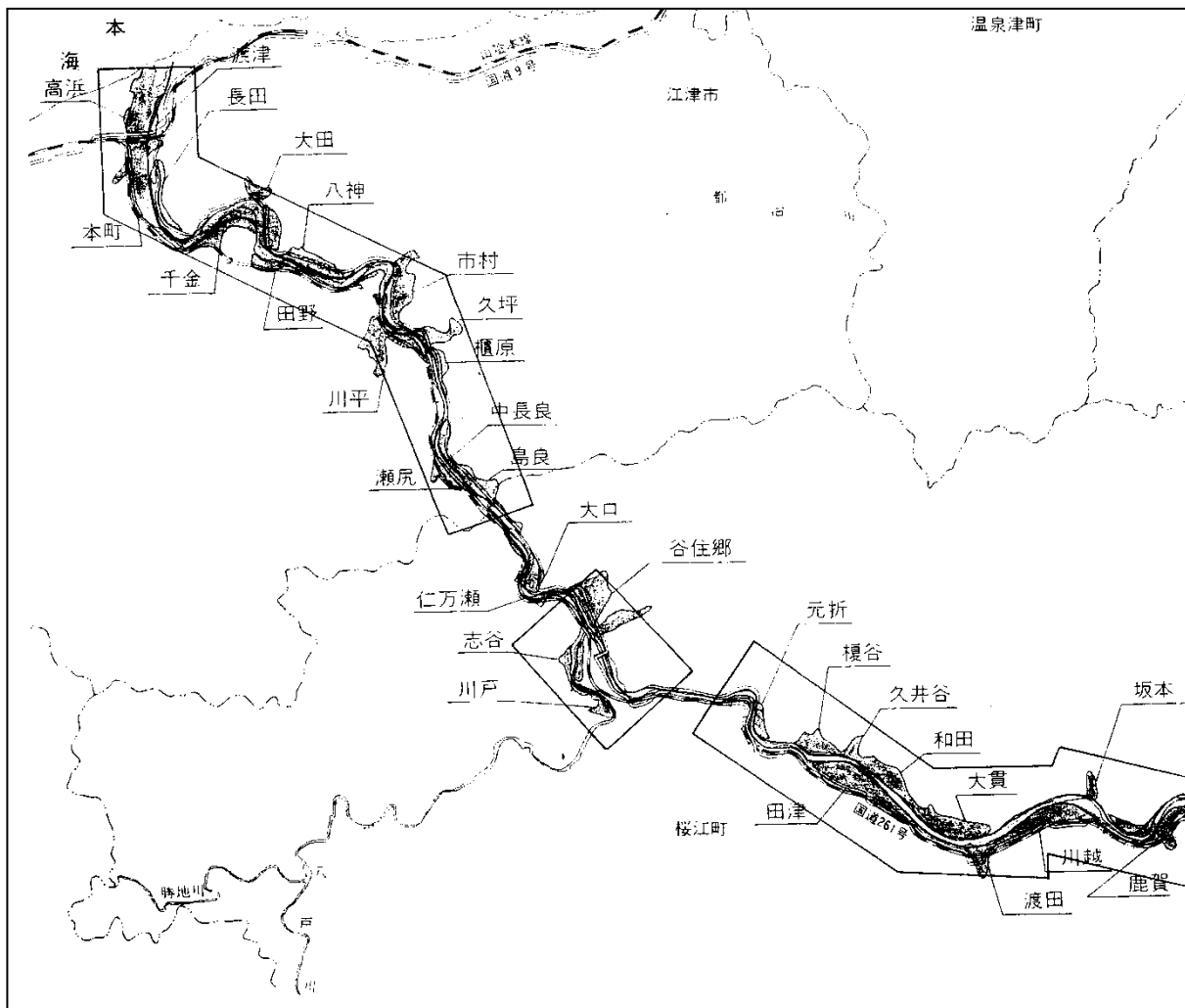
- ・ 災害箇所 江の川流域
- ・ 災害を受けた月日 昭和 63 年 7 月 15 日
- ・ 災害内容

家屋の被害	住 家				
	流 失	全 壊	半 壊	床上浸水	床下浸水
98,600 千円	0 戸	2 戸	8 戸	56 戸	321 戸

農地等の被害	冠水埋没等面積	農業用施設等被害	林業関係等被害	水産関係等被害	土木関係等被害
450,000 千円	729ha	1,009,450 千円	762,240 千円	— 千円	2,407,500 千円
水道関係等被害	教育関係等被害	商工関係等被害	公共関係等被害	その他	
20,000 千円	2,550 千円	106,620 千円	7,850 千円	94,810 千円	

・ 浸水・氾濫箇所 下図に示す

【63 年災 浸水・氾濫箇所図】



(15) 災害被害記録

昭和 58 年 7 月 豪雨被害状況 (旧江津市) (昭和 58 年 8 月 22 日現在)					
豪雨期間	昭和 58 年 7 月 20 日～7 月 23 日		降雨量 491.2mm		
被害	区分	数量	単位	被害見込額(千円)	状況
人の被害	死亡	1	人		有福 2 人 跡市 1 人 都治 1 人 松川 2 人
	軽傷	6	人		
住家の被害	流出	2	棟	741,200	市内全域被害 7 月 25 日～7 月 27 日防疫実施
	全壊	13	棟		
	半壊	21	棟		
	一部損壊	79	棟		
	床上浸水	461	棟		
非住家の被害	床上浸水	553	棟	129,300	
	全壊	22	棟		
	流出	10	棟		
	半壊	15	棟		
農地被害	損壊	39	棟	474,000	流出・埋没・冠土
	浸水	324	棟		
	田畑	49.5	ha		
農業施設被害	畦畔	6.6	ha	1,442,000	
	頭首工	40	ヶ所		
	水路	250	ヶ所		
	道路	81	ヶ所		
農作物等被害	橋梁	13	ヶ所	144,750	水稻 26.2ha 桑園 8.0ha ぶどう 7.0ha 野菜 22.0ha 梨 1.0ha その他
	田畑	310.59	ha		
畜産関係被害	畜舎	10	棟	18,190	全壊 2 半壊 1 浸水 7 豚 59 頭 鶏 50 羽 牧道 250m その他 牛乳 2,500kgf 飼料 6.1tf
	採草地	0.5	ha		
	家畜	-			
	施設	-	ヶ所		
	生乳・その他				
農業共同利用施設被害	有線放送施設 その他		ヶ所	49,900	
林業関係被害	林道	17	ヶ所	1,395,050	242m 2,600m 木材、薪炭、シイタケ、竹材、その他
	荒廃溪流	16	ヶ所		
	山腹崩壊	7	ヶ所		
	林地崩壊	319	ヶ所		
	林産物	-	ヶ所		
土木災害	河川	302	ヶ所	2,251,950	決壊、破損、流出
	道路	545	ヶ所		
	橋梁	7	ヶ所		
水産被害	漁船	21	隻	15,100	流出 1 破損(大破 4 小破 16)
水道被害	上水道	-	ヶ所	24,360	水道管流出 管理道路破壊 水源施設水没 1ヶ所 配水管流出 300m
	簡易水道	-	ヶ所		
教育関係被害	小学校	4	校	68,850	施設・備品 施設・備品 施設
	中学校	3	校		
	幼稚園	1	園		
商工・鉱業関係被害	商業	129	店舗	1,576,070	施設・建物被害及び店舗浸水・商品 材料損失・流失・埋没
	鉱工業	26	事業所		
公共施設被害	公園	6	ヶ所	96,950	老人福祉施設 1 保育所児童館 4 ごみ処理場 1 その他
	都市下水路	5	ヶ所		
	公民館	1	ヶ所		
	その他施設	-	ヶ所		
その他被害	公営住宅	1	ヶ所	5,200	
合計				8,432,870	

昭和58年7月豪雨被害状況 (旧桜江町)					
豪雨期間	昭和58年7月20日～7月23日				
被害	区分	数量	単位	被害額(千円)	状況
人の被害	死亡	1	人		
	行方不明	3	人		
	重傷	3	人		
	軽傷	7	人		
住家の被害	全壊	8	棟	110,240	
	流失	0	棟	0	
	半壊	30	棟	283,500	
	破損	46	棟	341,320	
	床上浸水	276	棟	993,600	
	床下浸水	210	棟	278,460	
非住家の被害	全壊	30	棟	129,000	
	流失	36	棟	133,200	
	半壊	32	棟	112,000	
	破損	71	棟	106,500	
	浸水	602	棟	379,260	
教育・福祉関係被害	小学校	3	校	42,382	
	社会教育施設	2	棟	5,279	
	保育所	2	棟	85,000	
公共建物被害	町営住宅	2	団地	1,035	
	集会施設	1	棟	2,800	川越生活改善センター
	消防ポンプ倉庫	9	棟	1,140	
公共的建物被害	農協支所	2	棟	3,500	
	神社	2	棟	1,500	
	寺	3	棟	5,700	
商工鉱業関係被害	商業・工業・その他建設業			516,456	
公営企業関係被害	簡易水道施設			23,687	
	有線放送施設			6,500	
土木関係被害	河川	114	ヶ所	742,740	
	道路	210	ヶ所	1,318,050	
	橋梁	6	ヶ所	140,400	
	砂防	0	ヶ所	0	
農地関係被害	田	285	ヶ所	212,000	
	畑	85		107,000	
	畦畔	320	ヶ所	134,000	
農業用施設被害	頭首工	20	ヶ所	70,000	
	水路	144	ヶ所	132,000	
	揚水機	3	ヶ所	30,000	
	道路	110	ヶ所	108,000	
	橋梁	25	ヶ所	120,000	
	農地保全	2	ヶ所	6,000	
	溜池	2	ヶ所	3,000	
農作物関係被害	野菜	870	t	60,000	
	茶	105	t	84,000	
	桑	45.9	t	105,570	
	たばこ	73.1	t	131,580	
	水稲	553.9	t	166,170	
樹園地等農地被害	桑園	13.2	ha	99,000	
	茶園	3.4	ha	25,500	
	その他	0.4	ha	7,200	
農業非共同利用施設被害	農舎	44	件	4,000	
	茶加工場	1	件	300	
	たばこ乾燥施設	11	件	5,930	
	蚕舎	38	件	5,550	
	被覆棚・農機具	112	件	12,550	

昭和58年7月豪雨被害状況 (旧桜江町)					
豪雨期間	昭和58年7月20日～7月23日				
被害	区分	数量	単位	被害額(千円)	状況
農業共同利用 施設被害	発電所導水路	46	m	10,000	
	茶被覆棚	3	ha	15,000	
	その他	7	棟	14,900	パイプハウス3棟 茶加工施設3棟 農機具センター1棟
果樹等樹体 被害	茶	17.6	ha	45,070	
	桑	68.5		31,867	
畜産関係被害	畜舎	32	棟	4,540	
	牧草地	4.9	ha	3,520	
	その他			2,420	
山林関係被害 (林産物等)	立木	59.4	ha	74,580	
	素材	50	m ²	3,000	
	製材品	50	m ²	3,000	
	作業道	14	ヶ所	1,800	4路線
	特殊林産	40	a	4,200	ワサビ
	木材加工施設	1	点	1,000	
	集運材施設			4,000	
	椎茸育成施設	1,000	m ²	500	
	椎茸櫓木	45,000	本	15,750	
特殊林産加工 施設			4,000		
山林関係被害 (林道等)	林道	11	路線	117,000	
	橋梁	4	ヶ所	65,500	
	溪流	169	ヶ所	3,820,000	
	山腹崩壊	45	ヶ所	311,000	
	林地崩壊	56	ヶ所	86,000	
	その他	12	ヶ所	15,025	山林施設1ヶ所 播種1ヶ所 床替9ヶ所 挿木1ヶ所
養蚕関係被害		2.5	t	5,750	
水産関係被害		10	隻	1,350	動力船5隻 無動力船5隻
農協等在庫 品被害	肥料・飼料等	7.9	t	4,028	
	農機具	100	台	1,000	
	その他			5,104	
観光被害		16	ヶ所	74,000	探勝路13ヶ所 橋梁3ヶ所
合	計			12,137,503	

平成3年 台風19号被害状況 (旧江津市) (平成3年10月4日現在)					
災害日	平成3年9月27日				
被害	区分	数量	単位	被害見込額(千円)	状況
人の被害	負傷	6	人		
住家の被害	一部損壊	1,493	棟		市内全域被害 屋根、窓、戸、壁等の損壊
非住家の被害	全壊	33	棟	23,370	市内全域被害 屋根、窓、戸、壁等の損壊
	半壊	5	棟		
	一部損壊	59	棟		
	畦畔		ha		
農業施設被害	個人	24	ヶ所	15,000	ハウス
	農協	7	ヶ所		
在庫品被害	米	1	ヶ所	100	
農作物等被害	田・畑	18.9	ha	13,290	水稲 10 ha 野菜 1.9 ha 柿 7 ha
畜産関係被害	畜舎全壊	2	棟	38,750	
	畜舎半壊	4	棟		
	乳牛死	2	頭		
林業関係被害	立木	606	m ²	5,940	
	施設	7	ヶ所		
土木災害	河川	13	河川	12,550	河口閉塞 1,300千円 路肩、土留等の崩壊 3路線 5,000千円 瓦飛散、倒木 504路線 3,600千円 カーブミラー等の損壊 2,650千円
	道路	507	路線		
	橋梁		ヶ所		
水道被害	上水道	1	件	1,030	断水 356戸 敬川加圧ポンプ 100千円 断水 55戸 東部、松川、有福の簡易水道 430千円 屋根 500千円
	簡易水道	3	件		
	水道庁舎				
教育関係被害	小学校	9	校		施設の屋根、窓、壁等の損壊 施設の屋根、窓、壁等の損壊 施設の屋根、窓、壁等の損壊
	中学校	5	校		
	幼稚園	2	園		
商工・鉱業関係被害	商業	72	件	400,980	建物、施設、商品等の被害 バス待合所損壊 1,900千円
	鉱工業	93	件		
	運輸業	1	件		
公共施設被害	公園施設	3	ヶ所	730	公園施設 1-690千円 区画整理事業 2-40千円
	市営住宅	12	団地	2,020	34棟、70戸、屋根等の損壊
	福祉施設	14		8,510	保育所 9-5,640千円 児童館 2-270千円 清江園 2,000千円 分室等 2,100千円 作業所 1-500千円
	公民館	12	館	23,720	屋根の損壊 110-120千円 全壊 1-23,600千円
	保健施設			120	伝染病棟屋根等の損壊 80千円 保健センター空調機の損壊 40千円
	財政施設	3		980	旧黒松小、旧川平小、市民会館
	水産施設	1		10,000	波子防波堤
	消防施設	10		1,120	ポンプ庫 6 サイレン 3 防災無線 1
市庁舎			460	窓ガラス、ブラインドの損壊	
合計				683,150	

2. 災害予防関係

(1) ダム機能表

区分	名称		八戸ダム	波積ダム	浜原ダム
	項目				
概要	水系		江の川	江の川	江の川
	河川名		八戸川	都治川	江の川
	所在地		桜江町八戸	波積町本郷	美郷町信喜
	所管		島根県（土木部）	島根県（土木部）	中国電力株
	目的		洪水調整、上水道、工業用水、不特定用水、発電	洪水調節、不特定用水	発電専用
	型式		重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム
	連絡先		江津 0855-92-1361	江津 0855-55-0961	美郷 0855-75-1900
堰堤貯水池諸元	集水面積 (km ²)		164.0	13.5	3,000.0
	堤高 (m)		72.0	48.2	19.0
	堤頂長 (m)		151.0	126.0	361.4
	洪水時操作ゲート		コンジットゲート 2 クレストゲート 3	なし	ローラーゲート 幅 14.00m 高さ 9.40m 12門
	常時満水位 (m)		E L 124.6	E L 72.7	E L 65.0
	洪水時満水位 (m)		E L 126.9	E L 88.7	E L 64.9
	総貯水容量 (千m ³)		26,800	3,720	11,200
	有効貯水容量 (千m ³)		23,200	3,240	2,600
治水	制限水位 (m)		E L 106.9	—	
	洪水調整容量 (千m ³)		20,000	2,740	
	計画高水量 (m ³ /s)		1,190	110	
	最大放流量 (m ³ /s)		330	90	

(参考) 江津市水防計画 P65 にも掲載あり

(2) 地震、津波災害予防

ア 地震の規模と程度

M8.5～9	最大級の地震で全世界を通じて過去10年に1度しか起こっていない。
M8以上	第1級の大地震で、内陸に起これば大被害、海底に起これば大津波を生ずる。
M7～8	かなりの大地震で、内陸に起こると大被害を生ずることがある。海底に起これば津波を伴う。
M6～7	内陸に起こると（特に震源が浅いとき）被害を生ずることがある。
M4～6	この程度の地震では被害を生ずることはほとんどない。われわれが時々感じる地震は、大部分この程度のものである。
M3～4	この程度の地震は、震源地の近くで人体に感ずることがある。
M2以下	高倍率の地震計によって観測される。

注：M(マグニチュード)：地震そのものの大きさを表す尺度

Mは、震央から100kmの所にある標準地震計が記録した記録紙上の最大振幅(マイクロ単位)の対数ということであるが、現在、気象庁では、浅い地震について、次の式を使って規模を求めている。

$$M = \log A + 1.731 \log \Delta - 0.83 \quad A: \text{水平最大振幅(マイクロ)} \quad \Delta: \text{震央距離(km)}$$

この表は一応の基準を示したもので、地震による被害は震源地付近の地盤や人文的条件にも関係するので、この表にはあてはまらない場合もある。

イ 気象庁震度階級

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまらなさと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れるこ	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販

		とがある。	売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多い。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

(3) 防災重点農業用ため池一覧表

(出典：島根県のため池情報 県農地整備課)
(令和3年1月7日指定)

※防災重点農業用ため池： 決壊した場合の浸水区域内に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池

※「人的被害を与えるおそれ」に関する具体的な基準

1. ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの
2. ため池から100～500mの浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が1,000m³以上のもの
3. ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が5,000m³以上のもの
4. 地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から都道府県及び市町村が必要と認めるもの

ため池名称	所在地
牛ヶ迫	島根県江津市二宮町羽代 851
太平寺	島根県江津市二宮町神主
高野(柳ヶ谷)	島根県江津市二宮町神主 2092
オンジ中	島根県江津市二宮町神村
寺えき	島根県江津市波子町口 56
渡辺	島根県江津市波積町北 155
上ハンバ	島根県江津市川平町南川上 531
大峠	島根県江津市敬川町 633
堂庭	島根県江津市有福温泉町
千防	島根県江津市有福温泉町本明
沢津	島根県江津市跡市町 2354

(4) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定箇所数

地区名	土砂災害警戒区域指定箇所数				土砂災害特別計画警戒区域指定箇所数		
	急傾斜地	土石流	地すべり	計	急傾斜地	土石流	計
波積	66	32	0	98	66	28	94
黒松	11	1	0	12	11	1	12
都治	65	8	1	74	64	8	72
松川	98	64	1	163	98	58	156
浅利	25	9	1	35	25	9	34
跡市	114	62	3	179	113	51	164
川平	58	32	0	90	58	32	90
渡津	18	13	0	31	16	10	26
郷田	21	11	0	32	21	6	27
金田	15	7	0	22	15	7	22
二宮	58	11	4	73	58	10	68
嘉久志	29	6	0	35	28	6	34
和木	14	2	0	16	14	0	14
都野津	10	1	0	11	10	0	10
敬川	16	10	0	26	16	8	24
波子	14	1	0	15	13	0	13
有福	43	12	0	55	43	7	50
谷住郷	48	42	0	90	48	11	59
川越	54	57	1	112	54	24	78
川戸	30	31	3	64	30	3	33
市山	56	52	1	109	56	4	60
長谷	66	35	4	105	66	5	71
合計	929	499	19	1,447	923	288	1,211

(5) 山地災害危険地区指定箇所数

町名	国				県			
	山腹崩壊 危険地区	崩壊土砂 流出 危険地区	地すべり 危険地区	計	山腹崩壊 危険地区	崩壊土砂 流出 危険地区	地すべり 危険地区	計
波積	0	0	0	0	23	5	0	28
黒松	0	0	0	0	4	0	0	4
都治	0	0	0	0	21	5	0	26
後地	0	0	0	0	12	1	0	13
松川	0	0	0	0	54	51	0	105
浅利	0	0	0	0	17	7	0	24
井沢	0	0	0	0	13	2	0	15
清見	0	0	0	0	14	9	0	23
跡市	0	0	0	0	73	32	0	105
千田	0	0	0	0	24	7	0	31
川平	0	0	0	0	31	24	0	55
渡津	0	0	0	0	15	6	0	21
江津	0	0	0	0	4	2	0	6
金田	0	0	0	0	9	10	0	19
二宮	0	0	0	0	32	5	2	37
島の星	0	0	0	0	5	3	0	8
嘉久志	0	0	0	0	15	6	0	21
和木	0	0	0	0	6	0	0	6
都野津	0	0	0	0	6	1	0	6
敬川	0	0	0	0	13	10	0	23
波子	0	0	0	0	20	8	0	28
有福温泉	0	0	0	0	37	23	0	59
後山	0	0	0	0	24	12	0	36
後谷	0	0	0	0	0	1	0	1
江尾	0	0	0	0	13	7	0	20
今田	0	0	0	0	2	9	0	11
坂本	0	1	0	1	1	4	0	5
市山	0	0	0	0	13	14	0	27
鹿賀	0	0	0	0	4	3	0	7
小田	0	0	0	0	3	1	0	4
川越	0	0	0	0	8	11	0	19
川戸	0	0	0	0	15	9	0	24
大貫	0	0	0	0	9	18	0	27
谷住郷	1	1	0	2	35	31	0	66
長谷	0	0	0	0	43	29	1	73
田津	0	0	0	0	8	8	0	16
八戸	0	0	0	0	18	10	0	28
合 計	1	2	0	3	644	384	3	1,031

(6) 砂防指定箇所

溪流名	面積	指定年月日	備考
玉川	1.37 1.12	昭和15年5月29日 昭和23年6月30日	
三田地川	1.83	昭和17年3月3日	
田津谷川	1.81 1.39	昭和17年3月3日 昭和62年5月7日	
飯田川	2.08 8.79	昭和22年7月14日 平成10年3月10日	
山口谷川	1.69	昭和23年6月30日	
枕の滝川	0.59 1.10	昭和23年6月30日 昭和60年3月25日	
大谷川	0.18	昭和23年6月30日	
長戸路川	4.55	昭和23年6月30日	
日和並谷川	3.65	昭和23年6月30日	
佛谷川	0.12	昭和23年6月30日	
養路谷川	0.44 0.96	昭和23年6月30日 平成8年4月10日	
糸谷川	1.61 2.30	昭和24年7月26日 昭和61年3月17日	
勝地川	13.84	昭和28年1月26日	
坂本川	1.56	昭和28年9月14日	
鍛冶屋谷川	0.30	昭和28年9月14日	
八戸川	56.18	昭和30年3月14日	
小谷川	13.39	昭和32年9月6日	
神村川	1.12	昭和42年3月31日	
水尻川	7.84 1.83	昭和42年3月31日 平成2年2月6日	
曲川	4.25	昭和43年3月2日	
敬川	15.30	昭和43年3月2日	
大池川	2.10	昭和43年3月2日	
東川	6.80	昭和43年3月2日	
波来浜川	4.00	昭和43年3月2日	
都治川	53.0	昭和43年3月2日	
陣屋川	0.67	昭和46年9月16日	
本町川	1.18	昭和46年9月16日	
岡田谷川	4.42	昭和47年3月4日	
牛ノ市川	6.73	昭和47年3月4日	
榎谷川	4.68	昭和47年6月20日	
志谷川	2.65	昭和47年6月20日	
清水川	1.90	昭和47年6月20日	
渡川	9.86	昭和49年5月23日	
入野谷川	4.12	昭和49年5月23日	
番屋谷川	2.03	昭和49年5月23日	
伊予谷川	4.87	昭和50年12月13日	
蔵屋谷川	2.64	昭和52年3月23日	
廻の谷川	1.02	昭和53年5月2日	
大滝谷川	8.24	昭和53年5月2日	
藪川	4.96 0.17	昭和56年5月9日 昭和62年5月7日	

溪流名	面積	指定年月日	備考
土床川	0.29	昭和57年5月17日	
渦巻谷川	0.56	昭和59年3月30日	
管掛谷川	0.34	昭和59年3月30日	
久井谷川	0.85	昭和59年3月30日	
桧屋谷川	0.35	昭和59年3月30日	
下寿屋谷川	0.50	昭和59年3月30日	
宮の谷川	1.80	昭和59年3月30日	
郡界谷川及び同支川	0.42	昭和59年3月30日	
谷地迫谷川	0.61	昭和60年3月25日	
長谷川	1.73	平成元年3月3日	
迫谷川	1.58	平成2年5月8日	
久保川	1.83	平成12年8月9日	
大谷川	0.57	平成13年3月16日	
三反田川(反田川)	1.54	平成14年10月8日	
三反田川支川1(反田川)	1.47	平成16年1月28日	
明智谷川	0.86	平成20年5月20日	
明智谷川支溪	1.09	平成21年4月9日	
妙楽寺谷川	0.66	平成24年9月3日	
三反田川支川2	0.50	平成27年5月8日	
山田屋谷川	0.45	平成27年9月7日	
畑ヶ谷川	0.45	平成27年11月17日	
エビス谷川	1.27	平成30年2月28日	
岡田谷川	1.74	令和元年12月3日	
中上谷川	0.52	令和5年3月13日	

(7) 道路災害予防

市道関係

発生原因	評 価	危 険 箇 所 数		
		要対策	要観察	計
落石・崩壊		64	29	93
橋梁		9	82	91

(8) 気象観測施設

ア 水位観測所

河川名	観測所名	所在地	堤防高 上段：左岸 下段：右岸	氾濫 危険 水位	避難 判断 水位	氾濫 注意 水位	水防団 待機 水位	管理者	観測者	電話番号	観測方法	発表 情報等
(1) 島根県水防情報システム関係												
都治川	都治	江津市 都治町	6.01 6.59			2.60	1.50	浜田県土 整備事務所	浜田県土 整備事務所	0855-29- 5642	テレメーター	
都治川	都治川 下流	江津市 松川町	17.95 16.76			8.40	6.30	浜田県土 整備事務所	浜田県土 整備事務所	0855-29- 5642	テレメーター	
敬川	敬川橋	江津市 敬川町	4.20 4.20	2.70	2.40	2.10	2.00	浜田県土 整備事務所	浜田県土 整備事務所	0855-29- 5642	テレメーター	周、警
敬川	跡市	江津市 跡市町	2.50 2.50					浜田県土 整備事務所	浜田県土 整備事務所	0855-29- 5642	テレメーター	
八戸川	江尾	江津市 桜江町 市山	6.66 5.13	3.30	2.80	2.60	1.70	浜田県土 整備事務所	八戸ダム 管理所	0855-92- 1361	テレメーター	周、警
八戸川	近原	江津市 桜江町 後山	21.57 24.02					浜田県土 整備事務所	八戸ダム 管理所	0855-92- 1361	テレメーター	
(2) 国土交通省関係												
江の川	大貫	江津市 桜江町 大貫						浜田河川 国道事務所	浜田河川 国道事務所	0855-22- 2480	自記	
江の川	谷住郷	江津市 桜江町 谷住郷	14.11 16.10	9.20	8.60	7.70	5.60	浜田河川 国道事務所	浜田河川 国道事務所	0855-22- 2480	テレメーター	洪警
江の川	長良	江津市 松川町 長良						浜田河川 国道事務所	浜田河川 国道事務所	0855-22- 2480	テレメーター	
江の川	川平	江津市 松川町 市村	14.01 18.19	9.70	9.20	8.40	6.30	浜田河川 国道事務所	浜田河川 国道事務所	0855-22- 2480	テレメーター	洪警
江の川	江津	江津市 江津町 郷田	6.46 7.84					浜田河川 国道事務所	浜田河川 国道事務所	0855-22- 2480	テレメーター	

洪：洪水予報対象、周：水位周知発表対象、警：水防警報発表対象の水位観測所

(3) 島根県管理危機管理型水位計関係					
河川名	観測所名	所在地	形 式	観測開始水位	危険水位
八戸川	八戸川 長尾橋	江津市 桜江町 川戸	非接触式	天端より-3.69m	天端より-1.80m

(参考) 江津市水防計画 P54 にも掲載あり

イ 雨量観測所

水系名	観測所名	所在地	管理者	観測者	電話番号	備考
(1) 島根県水防情報システム関係						
江の川	波積ダム	江津市波積町	浜田県土整備事務所	波積ダム	0855-55-0961	県水防情報システム
江の川	波積	江津市波積町	浜田県土整備事務所	浜田県土整備事務所	0855-29-5642	県水防情報システム
江の川	江津	江津市江津町 (江津市総務課)	江津市	浜田県土整備事務所	0855-29-5642	県水防情報システム
江の川	八戸ダム	江津市桜江町 八戸	浜田県土整備事務所	八戸ダム管理所	0855-92-1361	県水防情報システム
(2) 島根県土砂災害予警報システム関係(県砂防課所管)						
敬川	跡市	江津市跡市町	浜田県土整備事務所	浜田県土整備事務所	0855-29-5642	県土砂災害予警報システム
江の川	上津井	江津市松川町 上津井	浜田県土整備事務所	浜田県土整備事務所	0855-29-5642	県土砂災害予警報システム
江の川	川戸	江津市桜江町 川戸	浜田県土整備事務所	浜田県土整備事務所	0855-29-5642	県土砂災害予警報システム
江の川	八戸	江津市桜江町 八戸	浜田県土整備事務所	浜田県土整備事務所	0855-29-5642	県土砂災害予警報システム
江の川	江津	江津市江津町	浜田県土整備事務所	浜田県土整備事務所	0855-29-5642	県土砂災害予警報システム
(3) 国土交通省関係						
江の川	江津	江津市渡津町 (国土交通省江の川下流出張所)	浜田河川国道事務所	浜田河川国道事務所	0855-22-2480	国土交通省
(4) 気象庁関係						
江の川	桜江	江津市桜江町 川戸	松江地方気象台	松江地方気象台	0852-22-3784	気象庁
(5) 西日本旅客鉄道関係						
倉谷川	黒松	江津市黒松町	中国統括本部	米子指令所	0859-32-6383	西日本旅客鉄道
江の川	江津	江津市江津町	中国統括本部	米子指令所	0859-32-6383	西日本旅客鉄道
宇津川	波子	江津市波子町	中国統括本部	米子指令所	0859-32-6383	西日本旅客鉄道
(6) その他						
江の川	渡田	江津市桜江町 川越	江津市	江津市役所	0855-52-2501	市防災無線
江の川	都治	江津市都治町	江津市	江津市役所	0855-52-2501	市防災無線
敬川	有福温泉	江津市有福温泉町	江津市	江津市役所	0855-52-2501	市防災無線
江の川	江津	江津市渡津町 (江津消防署)	江津市	江津邑智消防組合	0855-52-0119	市

(参考) 江津市水防計画 P53 にも掲載あり

(9) 水防予防

ア 重要水防区域

水系名	河川名	区 域	左右岸別	延 長	備 考
江の川	江の川	自 邑智郡邑南町上田 至 江津市江津町(河口)	左	91,300m	国土交通省浜田河川国道事務所
〃	〃	自 邑智郡美郷町上野 至 江津市渡津町(河口)	右	79,300m	〃
〃	都治川	自 江津市都治町(1034地先) 至 江津市松川町市村(江の川合流点)	左	6,500m	浜田県土整備事務所
〃	〃	自 江津市都治町(1034地先) 至 江津市松川町下河戸(江の川合流点)	右	6,500m	〃
〃	八戸川	自 江津市桜江町市山546-1地先 至 江津市桜江町小田	左	1,400m	〃
〃	〃	自 江津市桜江町小田 至 江津市桜江町後山(江の川合流点)	左	4,000m	〃
〃	〃	自 江津市桜江町江尾452地先 至 江津市桜江町川戸	右	3,500m	〃
〃	〃	自 江津市桜江町川戸(川戸大橋) 至 江津市桜江町後山(江の川合流点)	右	1,200m	〃
敬川	敬川	自 江津市敬川町(451地先) 至 江津市敬川町(河口)	左	2,200m	〃
〃	〃	自 江津市敬川町(438地先) 至 江津市敬川町(河口)	右	2,400m	〃

(参考) 江津市水防計画 P56 にも掲載あり

イ 危険な箇所

○重要度の基準

① 国土交通省管理河川

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越 水 (溢 水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状が生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関係する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗堀	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が、計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	

工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			新堤防で、築造後3年以内の箇所。破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

(国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所HP)

② 県管理河川

種 別	重 要 度		
	A	B	C
河 積	通水断面の不足によって例年水があふれる危険がある箇所。	通水断面の不足によって、3～5年に1回以上水があふれる危険があり、水が溢れた場合には相当の被害を被ると予想される箇所。	
堤防断面	計画堤防断面に対して一連の堤防のうち、部分的に狭小であり、上端幅も狭いもの。(一般的に刃堤といわれるもので堤防断面積あるいは天端幅が、計画の2分の1以下のもの)	計画堤防断面に対して堤防断面が不足して、上端幅も計画より狭いもの。(一般に暫定断面で施工されたもので、堤防断面積が計画の3分の2以下の区間)	計画堤防断面に対して、堤防断面が不足していて、上端幅も計画より狭いもので、かつ重要度の少ない区間。
堤体強度	堤体あるいは基礎地盤の土質の軟弱等により、堤防斜面の崩れ、急激な沈下等の実績があってなお予想される箇所。	堤体あるいは基礎地盤の土質の軟弱等で、堤防斜面の崩れ、沈下等が予想される箇所。完成後1年以内の新堤で、堤体の安定性が懸念される箇所。	A、B以外で堤防斜面の崩れ等のおそれがある箇所。完成後2年以内の新堤で、堤体の安定性が懸念される箇所。
漏 水	堤体あるいは基礎地盤から漏水の実績があるもの、またそのおそれが十分あるもの。	従来漏水の実績があり、これに対して暫定的に措置を講じたが、なお、対策を講ずる必要がある箇所。	A、B以外で漏水、堤防斜面の崩れのおそれがある箇所。
水 衝	洪水時に水衝部となり、低水護岸、高水護岸等が度々破損し、又は、堤防の決壊又は堤防の決壊寸前程度までの決壊等の実績がある箇所。	洪水時に水衝部となり、低水護岸、高水護岸があるが不完全な箇所。護岸等が古くなりその効用が著しく低下している箇所。	
深 掘 れ	河岸が深掘れされ堤脚護岸の根固、水制等が破損し危険が予想される箇所。工作物の突出による堤体の深掘れが予想される箇所。	河岸が深掘れされているか、又は護岸の根固、水制等が一部破損して危険の生ずることが予想される箇所。	
背 水	海域、河川、湖沼の高潮・洪水による背水によって例年水があふれる危険がある箇所。	通年海域、河川、湖沼の高潮・洪水による背水によって、3～5年に1回以上水があふれる危険があり、水があふれた場合には相当の被害を被ると予想される箇所。	
工 事	諸事情によって、出水期中に堤体工事(特に開削する場合)を施工する場合、一時的ではあるが危険が予想される箇所。		
工 作 物	堤防横断工作物の老朽化によって不等沈下、漏水等により不慮の事故が予想される箇所。		

③ 海岸

種 別	重 要 度		
	A	B	C
侵 食	天然海岸及び既設護岸が著しく侵食されているか、又は過去において侵食された実績があり、危険が予想される箇所。	侵食に対して暫定的に対策が講じられている箇所、及び侵食のおそれが予想される箇所。	
決 壊	護岸が波浪により深掘れし決壊が予想される箇所で、保全対象区域の状況が、原則として次のいずれかに該当する箇所。 (1)家屋が 50 戸以上 (2)耕地が 60 h a 以上 (3)耕地が 30 h a 以上でかつ宅地が 2,5 h a 以上又は家屋が 25 戸以上。	左記の条件の箇所で、保全対象区域の状況が原則として次のいずれかに該当する箇所。(1)家屋が 25 戸以上 (2)耕地が 30 h a 以上 (3)耕地が 15 h a 以上でかつ宅地が 1,5 h a 以上又は家屋が 15 戸以上。	保全対象区域の状況が B 未満の箇所。
越 波	風波により波浪が越波し、近くの家屋並びに耕地への被害が予想される箇所で、保全対象区域の状況が「決壊・重要度 A」に該当する箇所。	左記の条件の箇所で、保全対象区域の状況が「決壊・重要度 B」に該当する箇所。	保全対象区域の状況が B 未満の箇所。

○危険な箇所 ① 国土交通省関係

番号	河川名	地 先 名 (水防管理団体名)	区 間			種別	重要度	重要理由	水防工法	地整担当 出張所	島 根 県 担当事務所
			左右 岸	距 離 標	延長 (m)						
1	江の川	江津市渡津 (江津市)	右	0k000 ～0k050	51	堤体漏水	B	詳細点検	杭打ち積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
2	江の川	江津市渡津 (江津市)	右	0k050 ～0k200	154	堤体漏水 旧川跡	B 要	詳細点検 旧川跡	杭打ち積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
3	江の川	江津市渡津 (江津市)	右	0k200 ～0k350	150	堤体漏水 旧川跡	B 要	詳細点検 旧川跡	杭打ち積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
4	江の川	江津市渡津 (江津市)	右	0k350 ～0k800	440	堤体漏水	B	詳細点検	杭打ち積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
5	江の川	江津市郷田 (江津市)	左	0k400 ～0k876	496	越水(溢水) 旧川跡	A 要	無堤 旧川跡	積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
6	江の川	江津市郷田 (江津市)	左	0k876 ～1k350	519	越水(溢水) 堤体漏水 旧川跡	B B 要	堤防高不足 堤防脆弱性指標 旧川跡	積土のう 杭打ち積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
7	江の川	江津市渡津 (江津市)	右	1k050 ～1k100	46	旧川跡	要	旧川跡		江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
8	江の川	江津市渡津 (江津市)	右	1k300 ～1k600	275	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	堤防高不足 詳細点検	積土のう 月の輪	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
9	江の川	江津市郷田 (江津市)	左	1k350 ～1k700	375	越水(溢水) 堤体漏水	B B	堤防高不足 堤防脆弱性指標	積土のう 杭打ち積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
10	江の川	江津市郷田 (江津市)	左右	1k380		工作物	A	(桁下高不足) 江川橋		江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
11	江の川	江津市郷田 (江津市)	左右	1k400		工作物	B	(桁下高不足) 郷川鉄橋		江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
12	江の川	江津市渡津 (江津市)	右	1k600 ～1k700	103	基礎地盤漏水 旧川跡	B 要	詳細点検 旧川跡	月の輪	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
13	江の川	江津市長田 (江津市)	右	1k700 ～1k950	251	基礎地盤漏水	B	詳細点検	月の輪	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
14	江の川	江津市郷田 (江津市)	左右	1k770		工作物	B	(桁下高不足) 新江川橋		江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所

番号	河川名	地 先 名 (水防管理団体名)	区 間			種別	重要度	重要理由	水防工法	地整担当 出張所	島 根 県 担当事務所
			左右 岸	距 離 標	延長 (m)						
15	江の川	江津市長田 (江津市)	右	1k950 ～2k000	49	基礎地盤漏水	A	漏水実績	月の輪	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
16	江の川	江津市長田 (江津市)	右	2k000 ～2k060	58	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B A	堤防高不足 漏水実績	積土のう 月の輪	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
17	江の川	江津市長田 (江津市)	右	2k060 ～2k150	88	越水(溢水) 基礎地盤漏水 破堤箇所	B A 要	堤防高不足 漏水実績 破堤箇所	積土のう 月の輪	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
18	江の川	江津市長田 (江津市)	右	2k150 ～2k400	223	越水(溢水) 基礎地盤漏水 破堤箇所	B B 要	堤防高不足 詳細点検 破堤箇所	積土のう 月の輪	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
19	江の川	江津市長田 (江津市)	右	2k400 ～2k600	183	堤体漏水 基礎地盤漏水 破堤箇所	B B 要	堤防脆弱性指標 詳細点検 破堤箇所	杭打ち積土のう 月の輪	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
20	江の川	江津市長田 (江津市)	右	2k600 ～3k200	527	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	堤防脆弱性指標 詳細点検	杭打ち積土のう 月の輪	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
21	江の川	江津市長田 (江津市)	右	3k200 ～3k300	71	堤体漏水 基礎地盤漏水 旧川跡	B B 要	堤防脆弱性指 標 詳細点検 旧川跡	杭打ち積土のう 月の輪	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
22	江の川	江津市長田 (江津市)	右	3k300 ～3k750	310	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	堤防高不足 堤防脆弱性指標 詳細点検	積土のう 杭打ち積土のう 月の輪	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
23	江の川	江津市千金 (江津市)	左	3k550 ～3k890	428	越水(溢水)	A	無堤	積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
24	江の川	江津市千金 (江津市)	左	3k890 ～5k200	990	越水(溢水) 堤体漏水	A B	堤防高不足 堤防脆弱性指標	積土のう 杭打ち積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
25	江の川	江津市太田 (江津市)	右	4k700 ～5k700	1132	越水(溢水)	A	無堤	積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
26	江の川	江津市田ノ村 (江津市)	左	5k550 ～6k200	777	越水(溢水)	A	無堤	積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
27	江の川	江津市八神 (江津市)	右	5k900 ～6k196	335	越水(溢水)	A	無堤	積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
28	江の川	江津市八神 (江津市)	右	6k196 ～6k951	717	越水(溢水) 堤体漏水 新堤防	B B 要	堤防高不足 堤防脆弱性指標 新堤防	積土のう 杭打ち積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
29	江の川	江津市八神 (江津市)	右	6k951 ～7k000	41	越水(溢水)	A	堤防高不足	積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所

番号	河川名	地 先 名 (水防管理団体名)	区 間			種別	重要度	重要理由	水防工法	地整担当 出張所	島 根 県 担当事務所
			左右 岸	距 離 標	延長 (m)						
30	江の川	江津市赤栗 (江津市)	左	7k600 ～7k900	189	越水 (溢水)	A	無堤	積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
31	江の川	江津市市村 (江津市)	右	7k800 ～8k000	316	越水 (溢水)	A	堤防高不足	積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
32	江の川	江津市市村 (江津市)	右	8k000 ～8k200	188	越水 (溢水) 基礎地盤漏水	A B	堤防高不足 詳細点検	積土のう 月の輪	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
33	江の川	江津市市村 (江津市)	右	8k200 ～8k900	576	越水 (溢水) 基礎地盤漏水	B B	堤防高不足 詳細点検	積土のう 月の輪	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
34	江の川	江津市川平 (江津市)	左	8k700 ～9k750	1056	越水 (溢水)	A	無堤	積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
35	江の川	江津市市村 (江津市)	右	8k900 ～9k000	74	越水 (溢水)	B	堤防高不足	積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
36	江の川	江津市川平 (江津市)	左右	9k390		工作物	A	(桁下高不足) 松川橋		江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
37	江の川	江津市櫃原 (江津市)	右	9k790 ～10k100	309	越水 (溢水)	A	無堤	積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
38	江の川	江津市櫃原 (江津市)	右	10k280 ～10k400	126	越水 (溢水)	A	無堤	積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
39	江の川	江津市中長良 (江津市)	右	10k400 ～10k800	438	越水 (溢水)	B	無堤	積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
40	江の川	江津市中長良 (江津市)	右	10k800 ～11k120	330	越水 (溢水)	A	無堤	積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
41	江の川	江津市瀬尻 (江津市)	左	11k450 ～12k000	566	越水 (溢水)	A	無堤	積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
42	江の川	江津市長良 (江津市)	右	11k750 ～13k150	1400	越水 (溢水)	A	無堤	積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
43	江の川	江津市桜江町小松 (江津市)	左	13k300 ～13k800	395	越水 (溢水)	A	無堤	積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
44	江の川	江津市桜江町大口 (江津市)	右	14k000 ～14k500	306	越水 (溢水)	A	無堤	積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所

番号	河川名	地 先 名 (水防管理団体名)	区 間			種別	重要度	重要理由	水防工法	地整担当 出張所	島 根 県 担当事務所
			左右 岸	距 離 標	延長 (m)						
45	江の川	江津市桜江町仁万瀬 (江津市)	左	14k500 ～14k700	213	越水(溢水)	A	無堤	積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
46	江の川	江津市桜江町谷住郷 (江津市)	右	15k050 ～15k800	786	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B A	堤防高不足 詳細点検 漏水実績	積土のう 杭打ち積土のう 月の輪	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
47	江の川	江津市桜江町谷住郷 (江津市)	右	15k800 ～16k000	213	堤体漏水	B	堤防脆弱性指標	杭打ち積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
48	江の川	江津市桜江町川戸 (江津市)	左	15k800 ～16k000	183	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
49	江の川	江津市桜江町川戸 (江津市)	左	15k800		陸開	要			江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
50	江の川	江津市桜江町川戸、 谷住郷 (江津市)	左右	16k110		工作物	B	(桁下高不足) 桜江大橋		江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
51	江の川	江津市桜江町白木 (江津市)	右	16k550 ～17k100	404	越水(溢水)	A	無堤	積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
52	江の川	江津市桜江町猪ノ瀬 (江津市)	左	17k120 ～17k220	112	越水(溢水)	A	無堤	積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
53	江の川	江津市桜江町白木 (江津市)	右	17k350 ～17k770	439	越水(溢水)	A	無堤	積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
54	江の川	江津市桜江町花河原 (江津市)	左	18k800 ～19k200	249	越水(溢水)	A	無堤	積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
55	江の川	江津市桜江町元折 (江津市)	右	19k400 ～19k750	310	越水(溢水)	A	無堤	積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
56	江の川	江津市桜江町小原 (江津市)	左	20k100 ～20k180	79	越水(溢水)	A	無堤	積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
57	江の川	江津市桜江町榎谷 (江津市)	右	20k600 ～20k950	333	越水(溢水)	A	無堤	積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
58	江の川	江津市桜江町田津 (江津市)	左	21k080 ～23k125	2148	越水(溢水)	A	無堤	積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
59	江の川	江津市桜江町田津 (江津市)	左右	21k412		工作物	A	(桁下高不足) 大貫橋		江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所

番号	河川名	地 先 名 (水防管理団体名)	区 間			種別	重要度	重要理由	水防工法	地整担当 出張所	島 根 県 担当事務所
			左右 岸	距 離 標	延長 (m)						
60	江の川	江津市桜江町久井谷 (江津市)	右	21k450 ～21k560	132	越水(溢水)	A	無堤	積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
61	江の川	江津市桜江町大貫 (江津市)	右	21k750 ～23k000	1328	越水(溢水)	A	無堤	積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
62	江の川	江津市桜江町大貫 (江津市)	右	23k000 ～24k093	1026	越水(溢水) 堤体漏水 新堤防	B B 要	堤防高不足 堤防脆弱性指標 新堤防	積土のう 杭打ち積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
63	江の川	江津市桜江町田津 (江津市)	左	23k185 ～23k380	207	越水(溢水)	A	無堤	積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
64	江の川	江津市桜江町川越 (江津市)	左	23k840 ～24k070	270	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
65	江の川	江津市桜江町川越 (江津市)	左	24k070 ～24k200	171	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
66	江の川	江津市桜江町大貫 (江津市)	右	24k093 ～24k250	152	越水(溢水) 堤体漏水	B B	堤防高不足 堤防脆弱性指標	積土のう 杭打ち積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
67	江の川	江津市桜江町川越 (江津市)	左右	24k190		工作物	B	(桁下高不足) 川越大橋		江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
68	江の川	江津市桜江町川越 (江津市)	左	24k200 ～24k600	465	越水(溢水) 堤体漏水	B B	堤防高不足 堤防脆弱性指標	積土のう 杭打ち積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
69	江の川	江津市桜江町大貫 (江津市)	右	24k250 ～24k600	341	越水(溢水) 堤体漏水	A B	堤防高不足 堤防脆弱性指標	積土のう 杭打ち積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
70	江の川	江津市桜江町川越 (江津市)	左	24k600 ～25k250	710	越水(溢水) 堤体漏水	A B	堤防高不足 堤防脆弱性指標	積土のう 杭打ち積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
71	江の川	江津市桜江町大貫 (江津市)	右	24k600 ～24k890	261	越水(溢水)	B	堤防高不足	積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
72	江の川	江津市桜江町川越 (江津市)	左	25k250 ～25k300	53	越水(溢水) 堤体漏水 旧川跡	A B 要	堤防高不足 堤防脆弱性指標 旧川跡	積土のう 杭打ち積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
73	江の川	江津市桜江町川越 (江津市)	左	25k300 ～25k800	447	越水(溢水) 堤体漏水	A B	堤防高不足 堤防脆弱性指標	積土のう 杭打ち積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
74	江の川	江津市桜江町川越 (江津市)	左	25k800 ～26k000	165	越水(溢水) 堤体漏水	B B	堤防高不足 堤防脆弱性指標	積土のう 杭打ち積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所

番号	河川名	地 先 名 (水防管理団体名)	区 間			種別	重要度	重要理由	水防工法	地整担当 出張所	島 根 県 担当事務所
			左右 岸	距 離 標	延長 (m)						
75	江の川	江津市桜江町川越 (江津市)	左	26k000 ～26k100	82	越水(溢水) 堤体漏水 旧川跡	A B 要	堤防高不足 堤防脆弱性指標 旧川跡	積土のう 杭打ち積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
76	江の川	江津市桜江町川越 (江津市)	左	26k100 ～26k590	400	越水(溢水) 堤体漏水	A B	堤防高不足 堤防脆弱性指標	積土のう 杭打ち積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
77	江の川	江津市桜江町坂本 (江津市)	右	26k120 ～26k280	188	越水(溢水)	A	無堤	積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
78	江の川	江津市桜江町川越 (江津市)	左	26k600		陸閘	要			江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
79	江の川	江津市桜江町坂本 (江津市)	右	26k600 ～27k200	508	越水(溢水)	A	無堤	積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
80	江の川	江津市桜江町鹿賀 (江津市)	左	27k370 ～27k600	264	越水(溢水)	A	無堤	積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
81	江の川	江津市桜江町鹿賀 (江津市)	左	27k600 ～27k640	48	越水(溢水) 旧川跡	A 要	無堤 旧川跡	積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
82	江の川	江津市桜江町鹿賀 (江津市)	左	27k640 ～28k400	711	越水(溢水) 堤体漏水 旧川跡	A B 要	堤防高不足 堤防脆弱性指標 旧川跡	積土のう 杭打ち積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
83	江の川	江津市桜江町鹿賀 (江津市)	左右	28k340		工作物	B	(桁下高不足) 鹿賀大橋		江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
84	江の川	江津市桜江町鹿賀 (江津市)	左	28k400 ～28k950 ～28k710	487	越水(溢水) 堤体漏水	A B	堤防高不足 堤防脆弱性指標	積土のう 杭打ち積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
86	江の川	江津市桜江町鹿賀 (江津市)	左	28k950 ～29k050	97	越水(溢水) 堤体漏水 旧川跡	A B 要	堤防高不足 堤防脆弱性指標 旧川跡	積土のう 杭打ち積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所
87	江の川	江津市桜江町鹿賀 (江津市)	左	29k050 ～29k190	130	越水(溢水) 堤体漏水	A B	堤防高不足 堤防脆弱性指標	積土のう 杭打ち積土のう	江の川 下流 出張所	浜田県土 整備事務所

(参考) 江津市水防計画 P57 にも掲載あり

○危険な箇所 ②島根県関係(河川)

番号	河川名	位置	岸	延長 (m)	種別	重要度	危険理由	水防工法	水防管理 団体名
浜-1	北川	江津市波積町北	左	80	河積	B	河積不足	積土のう工	江津市
浜-2	"	"	右	20	"	B	"	"	"
浜-3	都治川	江津市波積町本郷	左	600	"	B	"	"	"
浜-4	"	"	右	500	"	B	"	"	"
浜-5	奥谷川	江津市川平町南川上	左	400	"	B	"	"	"
浜-6	"	"	右	400	"	B	"	"	"
浜-7	新川	江津市嘉久志町	左	200	"	B	"	"	"
浜-8	"	"	右	200	"	B	"	"	"
浜-9	和木川	江津市和木町	左	700	"	B	"	"	"
浜-10	"	"	右	700	"	B	"	"	"
浜-11	水尻川	江津市二宮町神主	左	400	堤体強度	B	強度不足	錠張工 木流工	"
浜-12	"	"	右	200	"	B	"	"	"
浜-19	八戸川	江津市桜江町川戸	左	200	河積	B	河積不足	積土のう工	"
浜-20	"	江津市桜江町江尾	右	230	堤体強度	A	強度不足	"	"
浜-21	本町川	江津市江津町	左	330	河積	A	河積不足	"	"
浜-22	"	"	右	330	"	A	"	"	"
浜-23	敬川	江津市敬川町	左	150	堤体強度	A	強度不足	"	"
浜-24	"	"	右	50	"	A	"	"	"
浜-26	東川	江津市浅利町	左	120	河積	B	河積不足	"	"
浜-27	"	"	右	120	"	B	"	"	"
浜-28	玉川	江津市桜江町市山	左	800	"	B	"	"	"
浜-29	"	"	右	800	"	B	"	"	"
浜-30	枕の滝川	江津市桜江町今田	左	200	"	B	"	"	"
浜-31	"	"	右	200	"	B	"	"	"
浜-32	宮の谷川	江津市桜江町今田	左	50	"	B	"	"	"
浜-33	"	"	右	50	"	B	"	"	"
浜-34	八戸川	江津市桜江町川戸	右	500	漏水	A	漏水	月の輪工	"
浜-35	鹿賀谷川	江津市桜江町鹿賀	左	200	"	A	"	"	"
計		28箇所							

(参考) 江津市水防計画 P63 にも掲載あり

○危険な箇所 ③島根県関係(海岸)

番号	河川名	位置	延長 (m)	種別	重要度	危険理由	水防工法	水防管理 団体名
浜海-4	和木波子	江津市都野津町 ～ 江津市二宮町神主	800	浸食	A	浸食	巡回監視	江津市
浜海-5	和木波子	江津市和木町 ～ 江津市都野津町	840	"	B	"	"	"
浜海-6	和木	江津市和木町	800	"	A	"	"	"
計		3箇所						

(参考) 江津市水防計画 P63 にも掲載あり

エ 市有水防倉庫並びに現有資材器具

配置 品名	単位	江の川水 防倉庫	都治川水 防倉庫	敬川水防 倉庫	桜江支 所倉庫	今田水防 倉庫	渡田水防 倉庫	渡水防倉 庫	勝地水防 倉庫	江の川下 流出張所 (渡津)	浜田県土整 備事務所 (江津)
倉庫面積	m ²	34.4	17.2	17.2	20	10	10	10	10	15.0	96.0
掛け矢	丁	9	5	5	2	9	5	2	2	4	6
のこ	〃	7	6	6	4	2	7	2	2	3	8
おの	〃	4	3	5		2			1		3
スコップ	〃	59	33	25	10	37	12	13	11	2	65
くわ(鍬)	〃	5	3	3	5	12	6	5	5		22
ツルハシ	〃	7	5	5	1	6	4	1	1	2	17
縄	玉	7	5			25	4	3	3		100
ビニール袋	枚	8,200	2,500	2,500	900	2,500	1,000	500	400		5,200
ペンチ	丁	7	5	5	2	3	2	2	1	8	20
ハンマー	〃	2	10	2						3	4
鉄線	Kg	15	15	10	40	40	10	10	10	20	200
パイル	玉	307									
ビービーワーカー	個									1	
くい(丸太)	本	524			20	94	20	55	20		350
くい(小)	本										25
鋼杭	本									100	
照明器具	個										1
鎌	丁	7	7	6	2	6	3	2	2	14	14
ロープ	m	300	200	200	100	300	100	100		200	200
バール	丁	1	1		2	2	2	2	2	7	40
カッター	〃				2	4	1	1	1		
一輪車	〃	10	5	5		9	2	2	2	3	
なた	丁	3	2	2	2	3	2	2	2	5	9
てみ	枚	15	15	15	5	11	7	5	5	7	20
ボート	隻									1	
ビニールシート	〃	10	7	7	1	2	3	1	1	60	4
とび	丁					2	4		1		
クリッパー	〃	1	1	1						3	1
救命胴衣	個	5	2	3	10					52	21
担架	枚				1						
シノ	丁	1	1	1	2	3	2	3	2		
切刀	丁	1	1	1							
水のう	個									2	
オイル缶	m									280	
たこづち	丁										8
ギムネ	〃										
ジョレン	〃				2	7	8	3	3		
むしろ(蓆)	枚										
空俵	〃										1,700
麻袋	〃										150
かます(呟)	〃					340	60				
ビニールひも	玉										

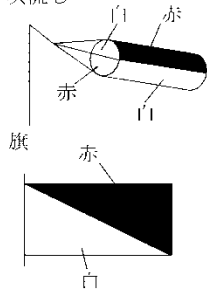
* 渡津町のおろちボート艇庫に救命胴衣 150 着あり

オ 樋門等一覧表

番号	河川名	位置	種別	位置	高さ×幅・径	門数	操作種類	施設管理者	施設名
1	鹿賀谷川	桜江町鹿賀	樋門	左岸	1.00×1.00	1	手動	島根県	鹿賀第3号排水樋門
2	鹿賀谷川	桜江町鹿賀	陸開門	右岸	3.17×5.80	1	手動	島根県	鹿賀陸開門
3	江の川	桜江町鹿賀	樋門	左岸	1.75×1.75	1	電動	国土交通省	鹿賀第2号排水樋門
4	江の川	桜江町鹿賀	樋門	左岸	2.00×2.00	1	電動	国土交通省	鹿賀第1号排水樋門
5	江の川	桜江町川越	樋門	左岸	2.00×2.00	1	電動	国土交通省	川越第1号排水樋門
6	江の川	桜江町川越	樋門	左岸	2.00×2.00	1	電動	国土交通省	川越第2号排水樋門
7	江の川	桜江町川越	樋門	左岸	2.50×2.75	2	電動	国土交通省	川越第3号排水樋門
8	江の川	桜江町川越	樋門	左岸	1.00×1.00	1	電動	国土交通省	川越第4号排水樋門
9	江の川	桜江町川越	陸開門	左岸	5.10×5.65	1	手動	国土交通省	川越陸開門
10	江の川	桜江町大貫	樋門	右岸	2.50×2.4	2	電動	国土交通省	大貫第1排水樋門
11	江の川	桜江町大貫	樋門	右岸	1.50×1.60	1	電動	国土交通省	大貫第2排水樋門
12	江の川	桜江町川戸	樋管	左岸	径600	1	電動	国土交通省	川戸上排水樋管
13	江の川	桜江町川戸	樋管	左岸	径600	1	電動	国土交通省	川戸下排水樋管
14	江の川	桜江町川戸	陸開門	左岸	5.25×3.78	1	手動	国土交通省	川戸第1陸開門
15	江の川	桜江町谷住郷	樋門	右岸	2.75×3.00	2	電動	国土交通省	下の原排水樋門
16	江の川	松川町	樋門	右岸	2.45×2.38	1	電動	国土交通省	八神樋門
17	江の川	江津町	排水機場	左岸	1.0 m ³ /S×4	1	自家発	国土交通省	本町排水機場 郷田排水樋門
18	江の川	江津町	樋門	左岸	1.00×1.00	1	手動	国土交通省	郷田第2排水樋門
19	江の川	江津町	樋門	左岸	1.50×1.50	1	電動	国土交通省	郷田第3排水樋門
20	江の川	江津町	樋門	左岸	1.50×1.00	1	手動	国土交通省	郷田第4排水樋門
21	江の川	江津町	樋門	左岸	1.75×1.75	1	電動	国土交通省	郷田第5排水樋門
22	江の川	江津町	樋門	左岸	1.50×1.50	1	電動	国土交通省	本町排水樋門
23	江の川	渡津町	樋門	右岸	2.80×3.50	2	発動	江津市	渡津排水樋門
24	江の川	渡津町	樋門	右岸	3.20×2.50	1	発動	江津市	渡津第2排水樋門
25	江の川	渡津町	樋門	右岸	2.25×2.50	1	発動	江津市	渡津第3排水樋門
26	江の川	渡津町	樋管	右岸	径780	1	電動	国土交通省	長田排水樋管
27	江の川	渡津町	樋管	右岸	径600	1	電動	国土交通省	長田第2排水樋管
28	江の川	桜江町今田	樋門	右岸	1.60×3.20	1	電動	島根県	今田樋門
29	八戸川	桜江町今田	樋門	右岸	0.80×1.20	1	手動	今田水利組合	今田樋門
30	八戸川	桜江町小田	樋門	左岸	2.60×2.60	1	電動	島根県	小田樋門
31	八戸川	桜江町小田	樋門	右岸	0.70×1.20	1	手動	今田水利組合	小田樋門
32	八戸川	桜江町川戸	陸開門	右岸	4.48×5.50	1	手動	島根県	川戸第2陸開門
33	八戸川	桜江町川戸	樋門	右岸	1.50×1.50	1	手動	島根県	八戸川排水樋門
34	小谷川	桜江町谷住郷	樋門	右岸	3.60×5.60	2	電動	国土交通省	小谷川排水樋門
35	小谷川	桜江町谷住郷	樋門	右岸	2.00×2.00 他	2	電動	島根県	小谷川分流樋門
36	都治川	松川町	樋門	左岸	2.25×2.50	1	電動	島根県	松川樋門
37	敬川	敬川町	樋門	右岸	1.50×4.50 1.75×1.95	2	手動	江津市	敬川樋門

(10) サイレン等信号

ア 消防信号（消防法施行規則別表第1の3）

信号別	方法	種別	打鐘信号	余いん防止付サイレン信号	その他の信号
火	火	近火信号	●-●-●-●-● (連点)	約3秒 ●-●-●-●-● 約2秒(短声連点)	
		出場信号	●-●-● ●-●-●	約5秒	
		応援信号	●-● ●-● ●-●	約6秒	
		報知信号	● ● ● ● ● (1点)		
		鎮火信号	● ●-● ● ●-● (1点と2点との斑打)		
山林火災信号	山林火災信号	出場信号	●-●-● ●-●	約10秒 約2秒	
		応援信号	同上	同上	
火災警報信号	火災警報信号	火災警報発令信号	● ●-●-●-●	約30秒 約6秒	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>掲示板 火災警報発令中 赤地に白地形状及び 大きさは、適時とする。 吹流し</p>  </div>
		火災警報解除信号	● ● ●-● ● ● ●-● (1点2個と2点との斑打)	約10秒 約1分 約3秒	
		演習召集信号	● ●-●-● ● ●-●-● (1点と3点の斑打)	約15秒 約6秒	
備考					<p>口頭伝達、掲示板の撤去吹流し及び旗の降下</p> <p>1、火災警報発令信号及び火災警報解除信号は、それぞれの1種又は2種以上を併用することができる。</p> <p>2、信号継続時間は、適宜とする。</p> <p>3、消防職員又は消防団員の非常召集を行うときは、近火信号を用いることができる</p>

イ 水防信号

	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	○ 休止 ○ 休止 ○ 休止	○(約5秒) 休止(約15秒) ○休止 ○休止
第2信号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	○(約5秒) 休止(約6秒) ○休止 ○休止
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	○(約10秒) 休止(約5秒) ○休止 ○休止
第4信号	乱 打	○(約1分) 休止(約5秒) ○

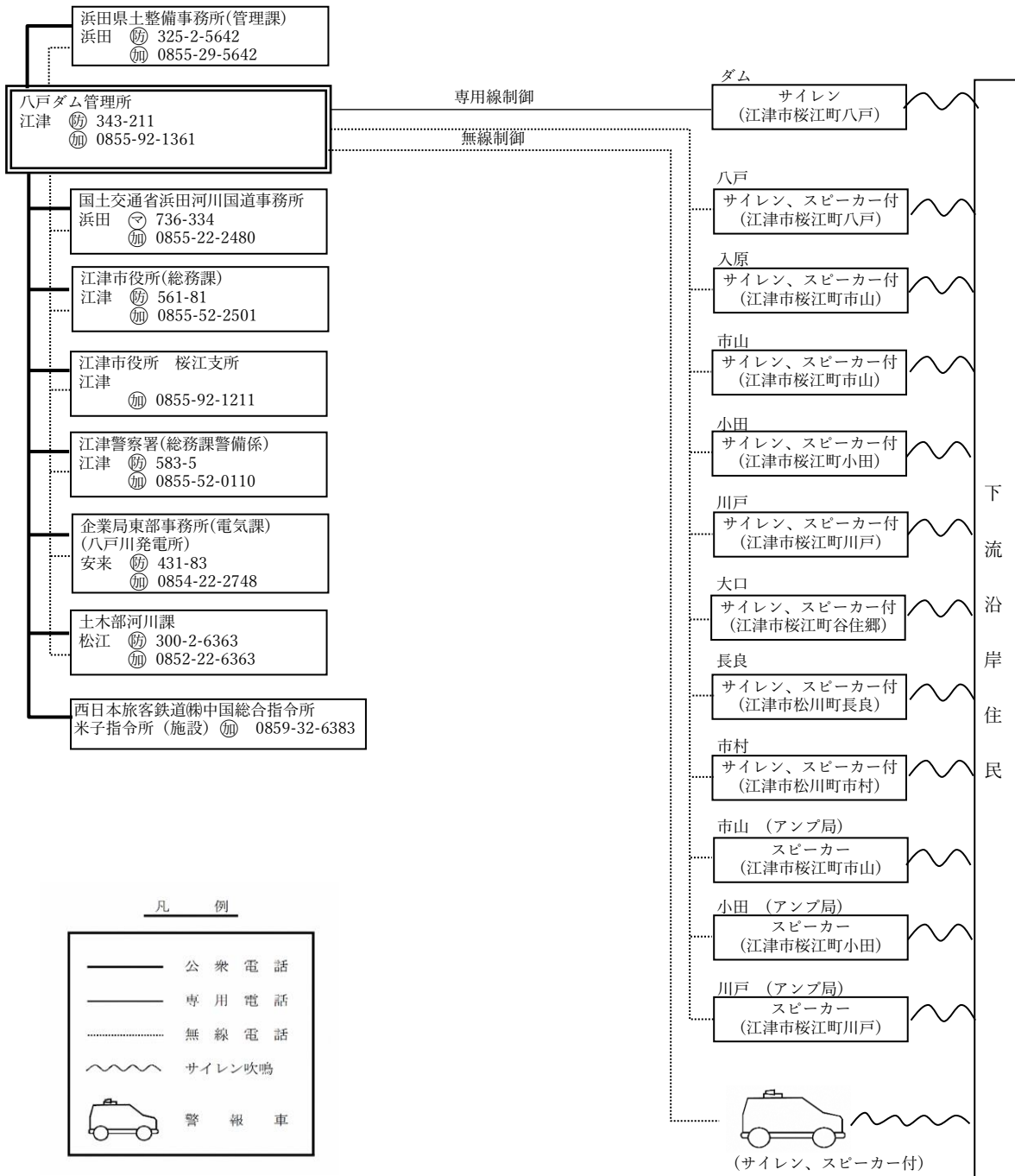
- 備考
- 1 信号は適宜時間継続すること。
 - 2 必要があれば警鐘信号とサイレン信号を併用しうること。
 - 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること。

- 注
- 第1信号 河川の水位が警戒水位に達するおそれのあることを知らせるもの。
 第2信号 水防機関に属するものが直ちに出勤すべきことを知らせるもの。
 第3信号 当該水防関係団体の区域内に居住する者が出勤すべきことを知らせるもの。
 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

(11) ダム関係予防

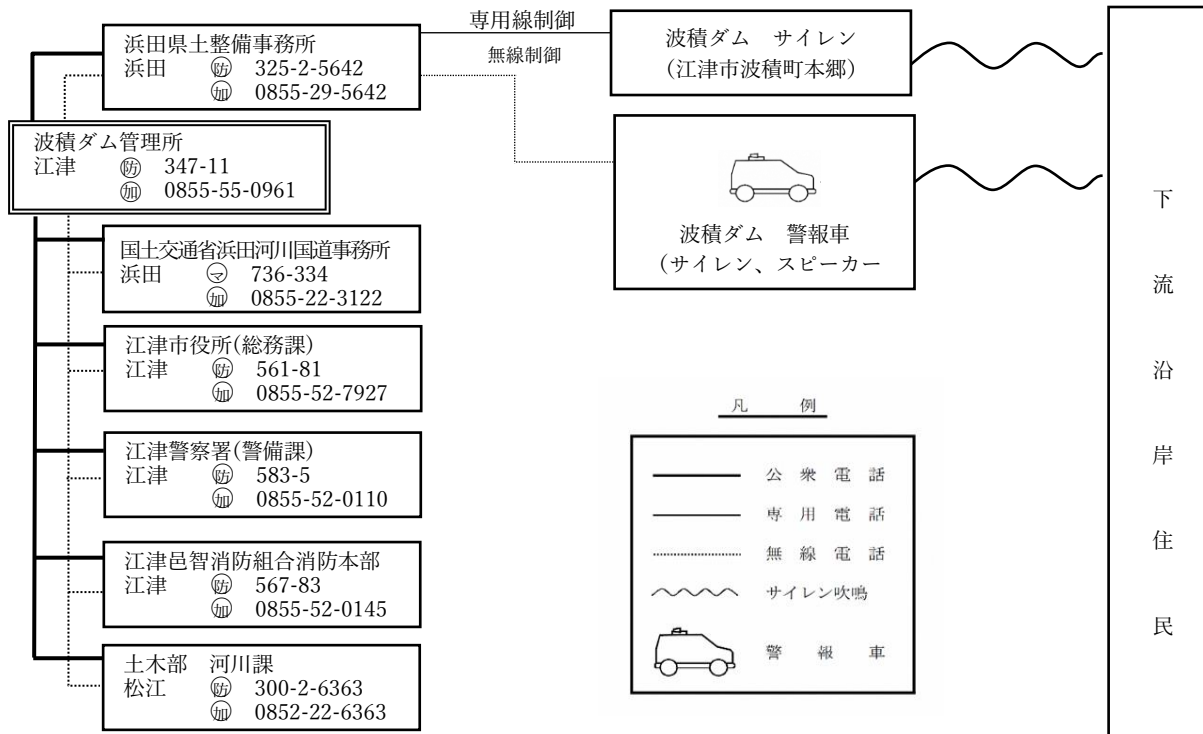
ア ハ戸ダム

(参考) 江津市水防計画 P68 にも掲載あり



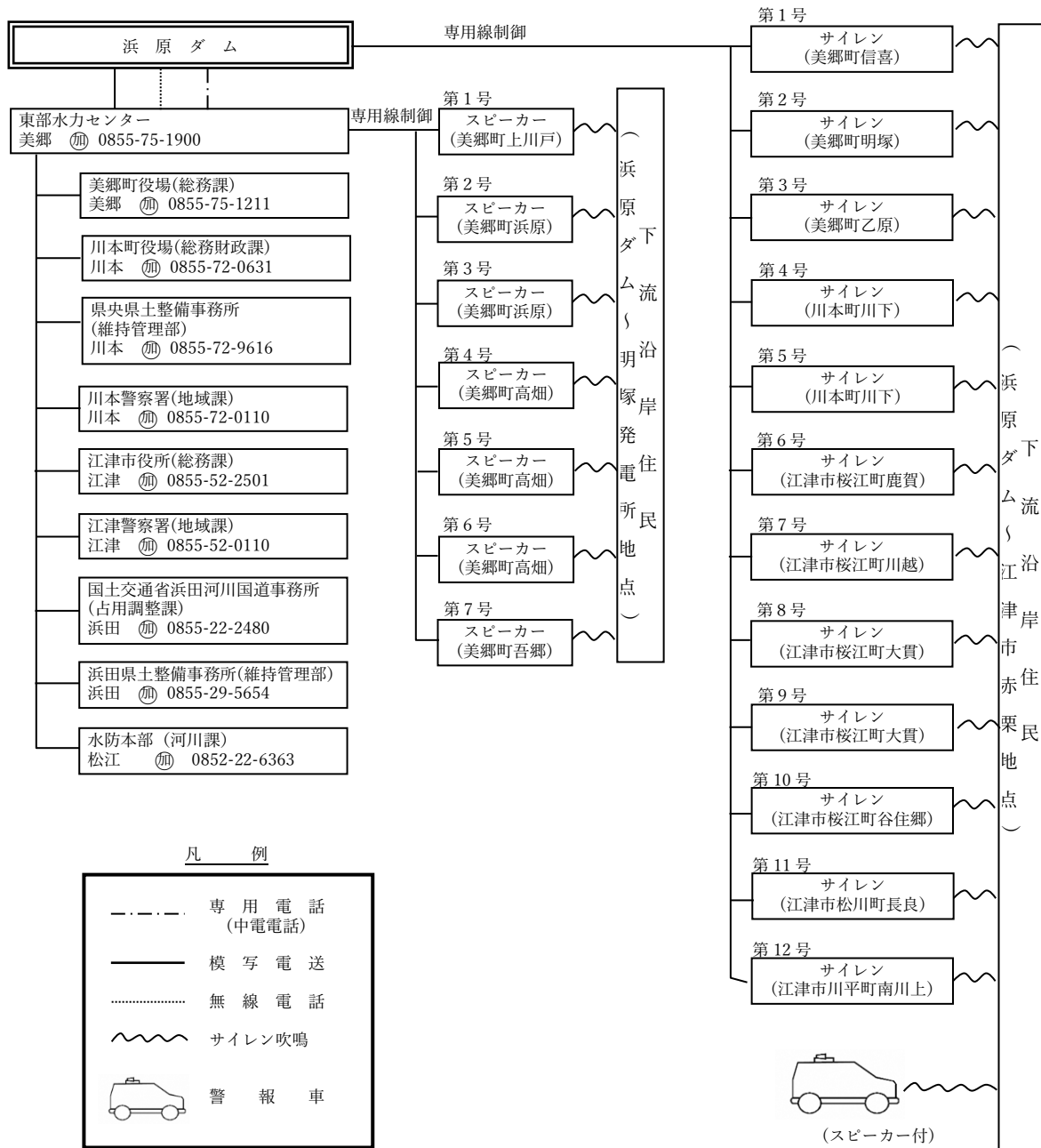
イ 波積ダム

(参考) 江津市水防計画 P69 にも掲載あり



ウ 浜原ダム

(参考) 江津市水防計画 P70 にも掲載あり



エ 浜原ダム放流通知

浜原ダム放流通知連絡要領

◎浜原ダム放流通知先

- ・江津消防署 (内 1319)
放流量にかかわらず連絡する。
- ・漁港関係
放流量 1,000 トン以上から連絡

※放流量問い合わせ先・・・邑智電力センター (TEL0855-75-1901)

(12) 気象等警報・注意報の種類

ア 気象等警報・注意報等の種類と発表基準

令和6年5月23日現在
発表官署 松江地方気象台

江津市	府県予報区		島根県		
	一次細分区域		西部		
	市町村等をまとめた区域		浜田地区		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	11	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	122	
	洪水	流域雨量指数基準	都治川流域=11.1 奥谷川流域=5.2 上津井川流域=6.3 小谷川流域=9.6 八戸川流域=36.7 田津谷川流域=7.6 鹿賀谷川流域=6.6 南川流域=8.6 長戸路川流域=5.6 三田地川流域=5.3 日和川流域=14.7 長谷川流域=5.3 家古屋川流域=16.3 水尻川流域=10.8 敬川流域=20 本明川流域=11.5		
			複合基準	江の川流域=(7, 49.7) 都治川流域=(5, 9.9) 奥谷川流域=(5, 4.6)	
			指定河川洪水予報による基準	江の川下流〔大津・都賀・川本・谷住郷・川平〕	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s	
			海上	25m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う	
			海上	25m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 25 cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ 35 cm	
	波浪	有義波高	6.0m		
	高潮	潮位	1.2m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6		
		土壌雨量指数基準	92		
	洪水	流域雨量指数基準	都治川流域=8.8 奥谷川流域=4.2 上津井川流域=4.9 小谷川流域=7.6 八戸川流域=29.3 田津谷川流域=6 鹿賀谷川流域=5.2 南川流域=6.8 長戸路川流域=4.4 三田地川流域=4.2 日和川流域=11.7 長谷川流域=4.2 家古屋川流域=13 水尻川流域=8.6 敬川流域=16 本明川流域=9.2		
			複合基準 ^{※1}	江の川流域=(5, 44.7) 都治川流域=(5, 7) 奥谷川流域=(5, 3.3) 家古屋川流域=(5, 10.4) 水尻川流域=(5, 8.6) 敬川流域=(5, 13)	
			指定河川洪水予報による基準	江の川下流〔大津・都賀・川本・谷住郷・川平〕	
	強風	平均風速	陸上	12m/s	
			海上	15m/s	
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う	
			海上	15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 15 cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ 20 cm	
	波浪	有義波高	3.0m		
	高潮	潮位	0.8m		
雷	落雷等により被害が予想される場合				
濃霧	視程	陸上	100m		
		海上	500m		
乾燥	最小湿度 40%で実効湿度 60%				
雪崩	①積雪の深さ 100 cm以上の場合 ②積雪の深さ 50 cm以上あり次のいずれか 1 降雪の深さ 30 cm以上 2 最高気温が 8℃以上 ^{※2} 3 かなりの降雨				
	低温	最低気温 -4℃以下 ^{※3}			
	霜	4月上旬～5月中旬の晩霜 最低気温 3℃以下			
着雪	12時間降雪の深さ：15 cm以上 気温：-2℃から 1℃				
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100 mm			

※1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表す。

- ※2 気温は浜田特別地域気象観測所の値。
 ※3 気温は浜田特別地域気象観測所の値。

- (注) ①この基準の数値は、島根県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。
 ②注意報、警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、注意報、警報が発表される時は、これまで継続中の注意報、警報は自動的に新たな注意報、警報に切り替えられる。
 ③土砂崩れ注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。
 ④山沿いは標高200m以上、それ以外は平地。
 ⑤平坦地とは、おおむね傾斜が30パーミル以下で、都市化率が25%以上の地域を、平坦地以外とはそれ以外の地域をいう。
 ⑥土壌雨量指数とは、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指数である。
 ⑦流域雨量指数とは、流域の雨量による洪水災害発生の危険性を示す指数である。
 ⑧有義波高とは、ある地点を連続して通過するN個（一般にN=100）の波を観測したとき、高い方から順に選んだN/3個の波の高さを平均したものをいう。これは、目視観測による波高に近いと言われている。このうちで最大のものを最大波高というが、統計的には有義波高の2倍近い波が出現する。

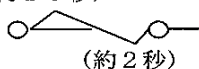
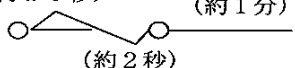
イ 津波予報

津波警報等の種類	発表基準	予想される津波の高さ区分	発表される津波の高さ	
			数値での発表	巨大地震の場合の発表
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m < 予想される津波の最大波の高さ	10m 超	巨大
		5m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 10m	10m	
		3m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 5m	5m	
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 3m	3m	高い
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m ≤ 予想される津波の最大波の高さ ≤ 1m	1m	(表記なし)

(注)

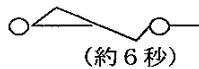
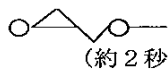
- 津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観察状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。
- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

津波注意報標識

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) ●—●—●—●—●	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報及び津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) ● ● ●—●	(約10秒) (約1分)  (約2秒)

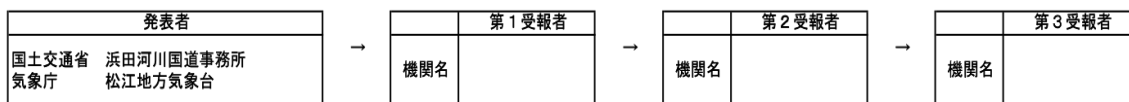
- (注) 1 「ツナミナシ」の津波注意報を行った場合は、標識を用いない。
2 鳴鐘または吹鳴の反復は、適宜とする。

津波警報標識

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波警報標識	(2点) ●—● ●—● ●—●	(約5秒)  (約6秒)
大津波注意報標識	(連点) ●—●—●—●—●	(約3秒)  (約2秒) (短声連短)

- (注) 鳴鐘または吹鳴の反復は、適宜とする。

ウ 江の川下流洪水予報



正規

江の川下流氾濫注意情報

江の川下流洪水予報第〇号
洪水注意報（発表）
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
はまがせんこくどろしむしよ まつえちほうせしよたい
浜田河川国道事務所・松江地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル2相当情報〔洪水〕】江の川下流では、氾濫注意水位に到達し、
今後、水位はさらに上昇する見込み

(主 文)

【警戒レベル2相当】江の川下流の大津水位観測所（邑智郡邑南町）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当】江の川下流の都賀水位観測所（邑智郡美郷町）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当】江の川下流の川本水位観測所（邑智郡川本町）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当】江の川下流の谷住郷水位観測所（江津市桜江町）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当】江の川下流の川平水位観測所（江津市松川町）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

(雨量)

多い所で1時間に〇〇ミリの雨が降っています。

この雨は当然この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
江の川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

江の川下流の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
大津 水位観測所 (邑智郡邑南町)	00日00時00分の状況	XXX.X↑				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
	00日04時00分の予測	XXX.X				
	00日05時00分の予測	XXX.X				
	00日06時00分の予測	XXX.X				
都賀 水位観測所 (邑智郡美郷町)	00日00時00分の状況	XXX.X				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
	00日04時00分の予測	XXX.X				
	00日05時00分の予測	XXX.X				
	00日06時00分の予測	XXX.X				
川本 水位観測所 (邑智郡川本町)	00日00時00分の状況	XXX.X↑				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
	00日04時00分の予測	XXX.X				
	00日05時00分の予測	XXX.X				
	00日06時00分の予測	XXX.X				
谷住郷 水位観測所 (江津市桜江町)	00日00時00分の状況	XXX.X				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
	00日04時00分の予測	XXX.X				
	00日05時00分の予測	XXX.X				
	00日06時00分の予測	XXX.X				
川平 水位観測所 (江津市松川町)	00日00時00分の状況	XXX.X↑				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
	00日04時00分の予測	XXX.X				
	00日05時00分の予測	XXX.X				
	00日06時00分の予測	XXX.X				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。
 水位のグラフは各水位間を按分したものです。
 水位危険度レベル4は、「氾濫危険水位」と「氾濫する可能性のある水位」を按分しています。堤防の決壊等により「氾濫する可能性のある水位」に到達する前に氾濫することもあるため、この水位は避難行動開始の目安ではありません。

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	大津水位観測所	都賀水位観測所	川本水位観測所
	島根県邑智郡邑南町	島根県邑智郡美郷町	島根県邑智郡川本町
レベル4水位 氾濫危険水位*	9.00	7.50	8.60
レベル3水位 避難判断水位*	8.10	7.00	8.00
レベル2水位 氾濫注意水位	5.20	5.40	6.00
レベル1水位 水防団待機水位	4.20	4.40	5.00
受け持ち区間	江の川	江の川	江の川
	左岸 広島県境から 美郷町、邑南町境まで	左岸 美郷町、邑南町境から 川本町相式川合流点上流 500m付近まで	左岸 川本町相式川合流点上流 500m付近から 川本町濁川合流点下流 500m付近まで
	右岸 なし	右岸 美郷町、邑南町境から 川本町相式川合流点上流 500m付近まで	右岸 川本町相式川合流点上流 500m付近から 川本町濁川合流点下流 500m付近まで
氾濫が発生した場合の浸 水想定区域	島根県邑智郡邑南町上ヶ畑、 江平、坂谷、西ノ原、 口羽町、根布、坪木・釜谷、 引城、下郷、中郷	島根県邑智郡美郷町上野、 都賀西、都賀本郷、 長藤、都賀行、潮村、 信喜、上川戸、滝原、 浜原、亀村、粕淵、 久保、野井、高畑、 明塚、吾郷、築瀬、 栗原、乙原、竹、港	島根県邑智郡川本町本路原、 久座仁、多田、弓市、 三島、尾原、谷、 因原、日向、谷戸、 木谷、中倉、市井原、 長原、矢谷、芋畑、 小谷、馬野原、川内、 三俣、湯谷、親和、 南佐木、田窪、三原、 田原、絵堂

観測所名	谷住郷水位観測所	川平水位観測所	
	島根県江津市桜江町	島根県江津市松川町	
レベル4水位 氾濫危険水位*	9.20	9.70	
レベル3水位 避難判断水位*	8.60	9.20	
レベル2水位 氾濫注意水位	7.70	8.40	
レベル1水位 水防団待機水位	5.60	6.30	
受け持ち区間	江の川	江の川	
	左岸 川本町濁川合流点下流 500m付近から 江津市長良川合流点付近まで	左岸 江津市長良川合流点 付近から海まで	
	右岸 川本町濁川合流点下流 500m付近から 江津市長良川合流点付近まで	右岸 江津市長良川合流点 付近から海まで	
氾濫が発生した場合の浸 水想定区域	島根県江津市桜江町鹿賀、 坂本、川越、大貫、 田津、谷住郷、川戸、 後山、小田、市山、今田、 邑智郡川本町本路原、 久座仁、多田、弓市、 三島、尾原、谷、因原、 日向、谷戸、木谷、 中倉、市井原、長原、 矢谷、芋畑、小谷、 馬野原、川内、三俣、 湯谷、親和、南佐木、 田窪、三原、田原、絵堂	島根県江津市松川町長良、 市村、下河戸、八神、 太田、平田、 川平町南川上、 金田町、渡津町、 江津町、都治町	

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の
避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
		https://www.river.go.jp https://frl.river.go.jp https://www.jma.go.jp/

(問い合わせ先)

水位関係： 国土交通省浜田河川国道事務所 河川管理課 (0855) 22-3122
 気象関係： 松江地方気象台 (0852) 21-3794

(13) 江津市要配慮者利用施設一覧

施設区分	施設名	住 所	浸水想定区域	土砂災害警戒区域		
				急傾斜	土石流	地滑り
医療施設	應儀医院	桜江町市山 274	江の川:1.0~3.0m	○		
	江津市国民健康保険 川越診療所	桜江町川越 678	江の川:10.0~20.0m			○
	花田医院 浅利分院	浅利町 843-1				○
	びおら小児科	敬川町 290-1	敬 川:0.5~1.0m			
	船津内科 川戸クリニック	桜江町川戸 178-1	江の川:5.0~10.0m			
	もりとう内科クリニック	江津町 1285	江の川:1.0~3.0m			
	もりとう内科 松平診療所	松川町市村 658	江の川:1.0~3.0m	○		
	桶谷式 Kei 母乳育児相談室	敬川町 1751	敬 川:1.0~3.0m			
	あうん健康庵	桜江町田津 382-16	江の川:5.0~10.0m	○		
	西部島根医療福祉センター	渡津町 1926		○		
	おかだファミリークリニック	都野津町 2379-3	水尻川:0.5~1.0m			
	つづ内科循環器	都野津町 2363-38	水尻川:0.3~0.5m			
	花田クリニック	嘉久志町イ 668-19	新 川:0.5~1.0m			
	いわみ眼科クリニック	嘉久志町イ 680	新 川:0.3~0.5m			
有福クリニック	有福温泉町 546	敬 川:1.0~3.0m				
障がい者 福祉施設	あゆっこ江津	渡津町 1926		○		
	島根療護園	渡津町 1926		○		
	安養学園	渡津町 1926		○		
	島根整肢学園	渡津町 1926		○		
	さくらんぼのお家	桜江町谷住郷 1713-1	江の川:5.0~10.0m	○		
	えん JOY	渡津町 290-1	江の川:5.0~10.0m		○	
	ハートネットミレ青山	江津町 1016-13	江の川:0.3~0.5m			
	ながれぼし江津	都野津町 2363-7	水尻川:0.3~0.5m			
高齢者 福祉施設	合歓の郷	後地町 821		○		
	桜寿園	桜江町小田 138-1		○	○	
	故郷-敬川	敬川町 1-2	敬川:1.0~3.0m			
	さくらが丘	桜江町小田 856-10		○		
	小田の家 ほのか	桜江町小田 100-7			○	
	集いの家 あかり	渡津町 587	江の川:3.0~5.0m			
	モモ	敬川町 1230-1	敬川:1.0~3.0m			
	陽光苑	桜江町長谷 2723-2		○		
	グループホーム ひのき	都野津町 2340-5	水尻川:0.3m未満			
乳幼児・ 児童等 福祉施設	渡津保育所	渡津町 508-1	江の川:3.0~5.0m			
	さくらえ保育所	桜江町小田 536-1	江の川:5.0~10.0m		○	
	あさりこども園	浅利町 336-4		○		
	認定こども園のぞみ保育園	都野津町 2325-3	水尻川:0.5~1.0m			
	里山こども園わたぼうし	跡市町 625-1			○	
	郷田放課後児童クラブ	江津町 536 (郷田小内)		○		
	渡津放課後児童クラブ	渡津町 674-1 (渡津小内)	江の川:1.0~3.0m	○		
	江津東放課後児童クラブ	後地町 1035 (江津東小内)		○		
	川波放課後児童クラブ	敬川町 2251-2 (川波小敷地内)			○	
	桜江放課後児童クラブ	桜江町川戸 1280 (桜江小内)	江の川:5.0~10.0m		○	
教育施設	江津市立郷田小学校	江津町 536		○		
	江津市立渡津小学校	渡津町 674-1	江の川:1.0~3.0m	○		

	江津市立江津東小学校	後地町 1035		○		
	江津市立川波小学校	敬川町 2251-2			○	
	江津市立桜江小学校	桜江町川戸 1280	江の川:5.0~10.0m		○	
	江津市立江津中学校	江津町 1016-1	江の川:1.0~3.0m			
	江津市立桜江中学校	桜江町川戸 1337		○		
	県立江津工業高等学校	江津町 1477	江の川:1.0~3.0m			
	キリスト教愛真高等学校	浅利町 1826-1		○		

(14) 主な災害備蓄物資一覧表

物資名	数量	単位	備考
食糧（アルファ米等）	4, 265	食	
副食（トン汁、スープ）	1, 700	食	
飲料水 0.5ℓ	6, 874	本	3,437ℓ
食器セット	1, 700	人分	
救急箱 50人用	9	セット	450人分
毛布	1, 180	枚	
圧縮軍手・タオルセット	1, 695	セット	
パーテーション（避難所用間仕切り）	182	部屋分	4畳1部屋
簡易トイレ	19, 400	回分	
マスク	213, 700	枚	
子供用マスク	29, 120	枚	
感染防護セット	242	セット	
ゴム手袋	11, 240	枚	
乾電池	2, 562	本	
紙おむつ	346	枚	
紙おむつ（大人用）	60	枚	
女性用生理用品	1, 012	枚	
懐中電灯	37	個	

3. 災害応急対策関係

(1) 指定緊急避難場所、指定避難所一覧

No	地区名	施設・場所名	住所	地区班 設置場 所	指 定 避難所	指定緊 急避難 場所	津波	洪水	土石流	崖崩れ 地滑り	大規模 な火事
1	波積	波積地域コミュニティ交流センター	波積町本郷325-1	○	○	○		○	○	○	○
2	黒松	黒松地域コミュニティ交流センター	黒松町586	○	○	○	○	○	○	○	○
3	黒松	黒松ふれあい交流センター	黒松町586		○	○	○	○	○	○	
4	黒松	法正寺	黒松町799		○	○	○	○	○		
5	黒松	配食サービスセンター合歓の郷	黒松町606-1		○						
6	都治	都治地域コミュニティ交流センター	後地町829-1	○	○	○	○	○	○	○	
7	都治	さくらこども園	後地町843-1		○	○	○	○	○	○	
8	都治	江東中学校	後地町978-9		○	○	○	○	○	○	○
9	都治	江津東小学校	後地町1035		○	○		○	○	○	○
10	都治	波来浜ふれあい集会所	後地町2969-28		○	○		○	○	○	
11	都治	道の駅サンピコごうつ	後地町995-1			○	○	○	○	○	○
12	浅利	浅利地域コミュニティ交流センター	浅利町2102	○	○	○		○	○	○	
13	浅利	あさりこども園	浅利町336-4		○	○			○	○	
14	松川	松平地域コミュニティ交流センター	松川町市村123	○	○	○		○	○		
15	松川	旧松平小学校	松川町市村272		○						
16	松川	上津井ふれあいセンター	松川町上津井151		○	○		○	○	○	
17	川平	松平地域防災拠点施設	川平町南川上496-1	○	○	○		○	○	○	
18	渡津	渡津地域コミュニティ交流センター	渡津町658-1	○	○	○			○	○	
19	渡津	石見智翠館高等学校	渡津町1904-1		○	○	○	○	○	○	○
20	渡津	江津清和養護学校	渡津町772		○	○	○	○	○	○	○
21	渡津	少年自然の家	松川町太田610		○	○	○	○	○	○	
22	金田	金田ふれあい会館	金田町214		○	○			○	○	
23	金田	金田八幡宮	金田町イ109		○	○		○	○		
24	金田	金田大元神社	金田町口281		○	○		○	○		
25	高浜	江津市役所	江津町1016-4		○	○	○	○	○	○	○
26	高浜	子育てサポートセンター	江津町1518-1		○	○		○	○	○	
27	高浜	江津中学校	江津町1016-1		○	○			○	○	○
28	高浜	総合市民センター	江津町1110-17		○	○		○	○	○	
29	高浜	めぐみ保育園	江津町 1016-47		○						
30	本町	郷田地域コミュニティ交流センター	江津町995		○	○	○	○	○	○	
31	本町	郷田小学校	江津町536		○	○		○	○		○
32	本町	本町第1自治会集会所	江津町209-1		○						
33	島の星	島の星集会所	島の星町291-1		○	○		○	○	○	
34	嘉久志	嘉久志地域コミュニティ交流センター	嘉久志町イ1503	○	○	○			○	○	
35	嘉久志	高角小学校	嘉久志町イ645		○	○	○	○	○	○	○
36	嘉久志	市民体育館	嘉久志町2052		○	○	○	○	○	○	○
37	嘉久志	江津保健センター	嘉久志町イ899-74		○	○	○	○	○	○	
38	和木	和木地域コミュニティ交流センター	和木町570-1	○	○	○		○	○	○	
39	和木	うさぎ山こども園	和木町518-1		○	○	○	○	○	○	
40	和木	和木集会所	和木町241		○	○			○	○	
41	都野津	都野津地域コミュニティ交流センター	都野津町2358-1	○	○	○			○	○	
42	都野津	都野津会館	都野津町2088		○	○		○	○	○	
43	都野津	津宮小学校	都野津町2210-1		○	○	○	○	○	○	○
44	都野津	津宮放課後児童クラブ	二宮町神主イ1215		○	○	○	○	○	○	
45	都野津	のぞみ保育園	都野津町2325-3		○						
46	二宮	二宮地域コミュニティ交流センター	二宮町神主イ171	○	○	○		○	○	○	
47	二宮	青陵中学校	二宮町神主1964-8		○	○	○	○	○	○	○
48	敬川	敬川地域コミュニティ交流センター	敬川町1716-5	○	○	○			○	○	
49	敬川	川波小学校	敬川町2251-2		○	○		○		○	○
50	敬川	敬川保育所	敬川町1119-13		○	○		○	○	○	
51	波子	波子地域コミュニティ交流センター	波子町イ1272-4	○	○	○	○	○	○	○	
52	波子	波子保育所	波子町イ656-1		○	○	○	○	○	○	
53	波子	常福寺	波子町イ998		○	○	○	○	○	○	
54	跡市	跡市地域コミュニティ交流センター	跡市町625-1	○	○	○		○	○		
55	跡市	旧跡市小学校	跡市町632		○	○			○	○	○
56	跡市	里山こども園わたぼうし	跡市町625-1								
57	有福	有福温泉地域コミュニティ交流センター	有福温泉町8-3	○	○	○		○	○	○	

3. 災害応急対策関係

(1) 指定緊急避難場所、指定避難所一覧

58	有福	旧有福温泉小学校	有福温泉町本明1472		○	○		○	○		○
59	有福	本明自治会館	有福温泉町本明1395		○	○		○	○	○	
60	長谷	長谷地域コミュニティ交流センター	桜江町長谷1587-2	○	○	○		○	○		○
61	長谷	山中多目的集会所	桜江町長谷292-2		○	○		○	○		
62	長谷	八戸集会所	桜江町八戸287-1		○						
63	長谷	勝地集会所	桜江町八戸1351		○						
64	長谷	長谷生活改善センター	桜江町長谷1585-8		○	○		○	○		
65	市山	市山地域コミュニティ交流センター	桜江町市山481	○	○	○		○	○	○	○
66	市山	市山文化福祉センター	桜江町市山344		○						
67	市山	今田集会所	桜江町今田502-1		○	○		○	○	○	
68	市山	正蓮寺	桜江町市山323		○	○		○			
69	市山	福應寺	桜江町江尾403		○	○		○			
70	市山	江尾大元神社	桜江町江尾110-15		○	○		○	○		
71	市山	後山集落センター	桜江町後山418-1		○	○		○	○		
72	市山	旧市山保育所	桜江町市山460		○						
73	川戸	桜江総合センター	桜江町川戸11-1	○	○	○		○	○	○	
74	川戸	三田地集会所	桜江町川戸655-5		○	○		○		○	
75	川戸	小田八幡宮	桜江町小田996		○	○		○	○	○	
76	川戸	小田集会所	桜江町小田128		○						
77	川戸	桜江中学校	桜江町川戸1337		○	○		○	○	○	○
78	谷住郷	谷住郷地域コミュニティ交流センター（旧谷住郷保育所）	桜江町谷住郷1824-1	○	○	○			○	○	○
79	谷住郷	谷住郷地域コミュニティ体育館	桜江町谷住郷1872		○						
80	谷住郷	見水山八幡宮	桜江町谷住郷2252		○	○	○		○	○	
81	谷住郷	谷集会所	桜江町谷住郷1217-7		○						
82	川越	川越地区体育館	桜江町川越678		○						
83	川越	渡会館	桜江町川越57		○						
84	川越	川越生活改善センター	桜江町大貫445-1		○						
85	川越	下大貫会館	桜江町大貫37-1		○						
86	川越	田津会館	桜江町田津254-1		○						
87	川越	鹿賀会館	桜江町鹿賀426-2		○	○		○	○	○	
88	川越	坂本集会所	桜江町坂本1948		○						
89	川越	川越地域コミュニティ交流センター・防災拠点施設	桜江町川越631	○	○	○			○		○

(2) 福祉避難所一覧

No	施設区分	施設名	住所
1	養護老人ホーム	ミレ青山	二宮町神主1964-31
2	通所介護事業所	青山デイサービスセンター	二宮町神主1964-31
3	有料老人ホーム	さくらが丘	桜江町小田856-10
4	介護老人福祉施設	風の里陽光苑	桜江町長谷2723-2
5	認知症グループホーム	陽光苑グループホーム	桜江町長谷2723-2
6	通所介護事業所	陽光苑デイサービスセンター	桜江町長谷2723-2
7	高齢者生活福祉センター	高齢者福祉センター桜寿園	桜江町小田138-1
8	通所介護事業所	桜寿園デイサービスセンター	桜江町小田138-1
9	小規模多機能居宅介護事業所	モモ	敬川町1230-1
10	認知症グループホーム	グループホーム合歓の郷	後地町834-1
11	通所介護事業所	デイサービスセンター合歓の郷	後地町821
12	認知症グループホーム	グループホームひのき	都野津町2340-5
13	障害者支援施設	島根療護園	渡津町1926
14	障がい児通所支援事業所	あゆっこ江津	渡津町1926
15	医療型障害児入所施設	島根整肢学園	渡津町1926
16	療養介護事業所	安養学園	渡津町1926
17	障がい福祉サービス事業所	ワークくわの木江津事業所	江津町1110-20
18	介護老人福祉施設	白寿園	江津町1110

(3) 避難空地予定場所

地区	避難地	総面積(利用可能面積)	収容可能人員	摘要
浅利	菰沢公園	32.83ha (4.7ha)	2,300人	広域防災の拠点となる都市公園
嘉久志	江津中央公園	17.01ha (16.2ha)	16,200人	広域防災の拠点となる都市公園

(4) ヘリポート予定地

発着予定地	所在地	面積(m ²)	電話
江の川河川敷	渡津町	113×80	江津 52-2926 国土交通省 浜田河川国道事務所 江の川下流出張所
桜江小学校	川戸	103×166	// 92-8040

(5) 水防団船艇数

種 別	数	所有分団	船外機	住 所
折り畳み式ボート	1	本町分団		江津町本町
折り畳み式ボート	1	渡津分団		渡津町長田
折り畳み式ボート 昭和アルミボート (定員4人)	1 1	川平分団	ヤマハ	川平町
折り畳み式ボート	1	跡市分団		千田町
折り畳み式ボート	2	市山分団		桜江町今田、江尾
アルミボート	1	川戸分団	ヤマハ	桜江町川戸
折り畳み式ボート ゴムボート	3 1	川越分団		桜江町川越、坂本 桜江町大貫

(参考) 江津市水防計画 P95 にも掲載あり

(6) 大規模災害時に需要が見込まれる医薬品等

1. 発災から3日間<主に外科系措置（重症患者は医療機関へ搬送までの応急処置）用>の医薬品等

予想される傷病・障がい	多発外傷、熱傷、挫滅創、切創、打撲、骨折 等
-------------	------------------------

<医療用>

必要性の高い医薬品 (薬効別)	適応する傷病	災害用医薬品備蓄上の留意事項
○医療材料 (小外科セット、縫合セット、 包帯等)	体外出血を伴う各種外傷	<ul style="list-style-type: none"> 大量需要が予測される（被害想定以上の確保が必要） 保管は容易 ディスポ製品が適当
○細胞外液補充液維持液 代用血漿液	大量出血 ショック 等	<ul style="list-style-type: none"> 大量需要が予測される（被害想定以上の確保が必要） 嵩張るもの多く、保管場所の確保が困難 保管は常温可 保管数量と同数の点滴セットが必要
○血液製剤	大量出血、特殊疾患	<ul style="list-style-type: none"> 日赤血液センターの対応が期待できる 有効期限が短く迅速な対応が必要
○薬剤 ・解熱鎮痛消炎剤 (小児用含む)	多発外傷、熱傷、挫滅創、 切創、打撲、骨折 等	<ul style="list-style-type: none"> 大量需要が予測される（被害想定以上の確保が必要） 冷所保存薬剤は不適（常温品が適当）
・抗生物質製剤 (小児用含む)	多発外傷、二次感染予防、 各種感染症	<ul style="list-style-type: none"> 大量需要が予測される（被害想定以上の確保が必要） 適応症が多様であり3日目以降も高需要が予想される 保管は常温可
・滅菌消毒剤	各種外傷	<ul style="list-style-type: none"> 大量需要が予測される（被害想定以上の確保が必要） 嵩張るもの多く、保管場所の確保が困難 保管は常温可
・外皮用薬	各種外傷、各種皮膚疾患	<ul style="list-style-type: none"> 初期は大量需要が予測される 保管は常温可
・止血剤	各種出血性疾患	同上
・強心剤、昇圧剤	心疾患（心不全等）、低血圧	同上
・局所麻酔剤	外傷等（外科措置用）	<ul style="list-style-type: none"> 外科措置用剤として必要性は高い 保管は常温可

<一般用>

必要性の高い医薬品 (薬効別)	適応する傷病	災害用医薬品備蓄上の留意事項
・シップ薬 (鎮痛、鎮痒、収斂、消炎剤) <ul style="list-style-type: none"> 冷シップ 温シップ 	打撲、筋肉痛、腰痛	<ul style="list-style-type: none"> 初期には特に冷シップの需要が増す 嵩張るが保管は容易 保管は常温可

必要性の高い医薬品 (薬効別)	適応する傷病	災害用医薬品備蓄上の留意事項
・殺菌消毒薬 (その他の外皮用薬)	外傷全般	・特に初期に大量需要が予測される (被害想定以上の確保が必要) ・プラスチックボトル(100ml入)が保管、使用に便利 ・希釈不要のものが適当・保管は常温可
・衛生材料 (ガーゼ、包帯、脱脂綿、紙おむつ等)	外傷全般	・特に初期に大量需要が予測される (被害想定以上の確保が必要) ・保管時はセットにしておくこと便利 ・保管は常温可
・ストマ用装具 (蓄便袋、蓄尿袋)	オストメイト	・対象者数を把握可 ・保管は常温可

2. 外部からの救援が見込まれる3日目以降<主に急性疾患措置用>の医薬品等

予想される傷病	心的外傷後ストレス障がい(P T S D)、不安症、不眠症、過労、便秘症、食欲不振、腰痛、感冒、消化器疾患、外傷の二次感染症等
---------	---

季節的な疾病	インフルエンザ、食中毒等
--------	--------------

<医療用> 1の他

必要性の高い医薬品 (薬効別)	適応する傷病	災害用医薬品備蓄上の留意事項
・鎮咳剤、去たん剤 (小児用含む)	感冒、慢性疾患等	・特に冬季に大量需要が予測される ・集団避難生活への気遣いからも多く求められる ・保温は常温可
・止しゃ剤、整腸剤 (小児用含む)	下痢、その他	・体力の低下に伴い多発(=需要大) ・保温は常温可
・便秘薬 (下痢、浣腸剤)	便秘	・水分の摂取不良等から多発(=需要大) ・他種類の剤型あり(坐剤は冷所保存) ・飲み下し困難者は浣腸が必要
・催眠鎮静剤、抗不安剤	不眠症、不安症、神経症、P T S D	・避難所生活長期化に伴い多発(=需要大) ・向精神薬については保管対策必要 ・保管は常温可
・口腔用塗布剤 (その他の消化器用薬)	口内炎、舌炎	・栄養摂取不良から多発(=需要大) ・保管が容易な外用薬が適当 ・保管は常温可
・消化性潰瘍用剤	胃、十二指腸潰瘍	・慢性疾患患者及び災害後ストレスによる新規患者の多発が予測される ・保管は常温可
・健胃消化剤	消化不良、胃部不快感、食欲不振	・避難所生活長期化に伴い多発(=需要大) ・種類は豊富 ・保管は常温可
・総合感冒剤 (小児用含む)	感冒	・特に冬季に大量需要が予測される ・避難生活長期化に伴い多発(=需要大) ・小児用にはシロップが適当 ・保管は常温可

<一般用> 1 の他

必要性の高い医薬品 (薬効別)	適応する傷病	災害用医薬品備蓄上の留意事項
・催眠鎮静剤、強心剤	不眠、動悸、めまい	・中期以降に多発 (=需要大) ・特に医師、薬剤師の指示が必要 ・保管は常温可 (保管対策は必要)
・便秘薬 (下剤、浣腸剤)	便秘	・中期以降に多発 (=需要大) ・保管は常温可
・ビタミンB剤	栄養補給、肉体疲労、眼精疲労	・避難生活長期化に伴い多発 (=需要大) ・嵩張るがドリンク剤は便利 ・保管は常温可
・絆創膏	各種外傷	・各種サイズが必要 ・保管は容易
・目薬 (眼科用剤)	充血、抗炎症、眼精疲労、アレルギー、抗菌 等	・埃、粉塵による障害多発 (=需要大) ・有効期限が短いので要注意 ・保管は容易
・マスク	感冒、その他予防	・埃、粉塵が多い場合必要性が高い (阪神では一時的に不足した)
・うがい薬 (含嗽剤)	感染予防、口内殺菌	・避難生活長期化に伴い多発 (=需要大) ・特に冬季に需要が高まると予測される ・溶解の必要な散剤は不適 ・保管は常温可
・一般用総合感冒剤	感冒	・特に冬季に大量需要が予測される ・小児用にはシロップが適当 ・保管は常温可

3. 避難所生活が長期化する頃<主に慢性疾患措置用>の医薬品等=医療機関へ引き継ぐまでの応急的措置

予想される傷病	急性疾患の他、高血圧、呼吸器官疾患、糖尿病、心臓病 等
---------	-----------------------------

季節的な疾病	花粉症、喘息、真菌症 等
--------	--------------

<医療用> 1、2 の他

必要性の高い医薬品 (薬効別)	適応する傷病	災害用医薬品備蓄上の留意事項
・降圧剤	高血圧	・高血圧疾患患者はかなり多い (=需要大) ・保管は常温可
・抗血栓剤	各種血栓、塞栓症	・治療継続中の慢性疾患患者に必要 ・医師の指示のもとに使用 (中断は危険) ・保管は常温可
・糖尿病用剤 (インスリン注射 経口糖尿病治療剤)	糖尿病	・糖尿病患者は意外に多く、患者にあった剤型が必要 ・剤型により保管条件は異なる
・心疾患用剤	心疾患 (狭心症、心不全、心筋梗塞、不整脈)	・心疾患は広範囲にわたり各種薬が必要 ・心疾患患者には緊急の対応が必要 ・外用剤 (貼付剤) もある ・避難所生活長期化に伴い発作多発

必要性の高い医薬品 (薬効別)	適応する傷病	災害用医薬品備蓄上の留意事項
・喘息治療剤	喘息 (気管支喘息含む)	・エアゾール吸入型が便利 ・保管は常温可
・抗ヒスタミン剤 (小児用含む)	アレルギー諸症状	・季節によっては大量需要が予測される ・一般的なもので対応可 ・小児はドライシロップが適当 ・点鼻薬、点眼薬も有効
・寄生性皮膚疾患剤	真菌症 他	・特に夏季に需要が増すと予測される ・保管は容易

＜一般用＞ 1、2の他

必要性の高い医薬品 (薬効別)	適応する傷病	災害用医薬品備蓄上の留意事項
・胃腸薬 (消化性潰瘍用剤、健胃消化剤、制酸剤、複合胃腸剤、その他の消化器官用薬)	消化不良、胃腸痛、 胃部不快感	・避難所生活長期化に伴い大量需要が予測される ・保管は常温可
・止しゃ剤、整腸剤	下痢	同 上
・鼻炎薬 (耳鼻科用剤)	鼻炎 (鼻水、鼻閉 等)	・季節によっては大量需要が予測される ・保管は常温可
・アレルギー用薬	アレルギー性疾患 (じんましん、花粉症)	同 上
・公衆衛生用薬	〈用途〉 ・防疫活動用	・季節によっては大量需要が予測される ・消毒液散布用の器具が必要 ・保管は常温可

4. 様式関係

島根県総合防災システム被害等報告様式

帳 票 一 覧 表

番号	帳 票 記 号	帳 票 名
1	様式第0号	災害概況即報
2	様式第1号	被害状況速報
3	様式第3号	教育施設関係被害
4	様式第4号	福祉施設関係被害
5	様式第6号	商業及び鉱工業その他事業関係被害
6	様式第8号の1	公共土木施設災害用
7	様式第8号の2	公営住宅関係被害
8	様式第9号	農地、農業用施設集計表
9	様式第10号	農林水産業共同利用施設・国庫補助事業で整備した施設・非共同利用施設及び農畜産物の被害状況報告書
10	様式第10号別紙	農業関係被害状況
11	様式第12号	畜産関係被害
12	様式第13号	農業共同利用施設被害
13	様式第14号の1	治山関係被害
14	様式第15号の1	林道施設災害被害速報
15	様式第15号の2	山林関係（造林地等）被害
16	様式第15号の3	山林関係（苗木等）被害
17	様式第15号の4	山林関係（苗畑施設等）被害
18	様式第15号の5	山林関係（林産物）被害
19	様式第15号の6	山林関係（林産施設）被害
20	様式第15号の7	山林関係（林産加工施設）被害
21	様式第16号の1	水産施設被害
22	様式第16号の2	水産物被害
23	様式第16号の3	災害速報（漁港）
24	様式第17号	医療関係施設被害
25	様式第18号	水道関係被害
26	様式第19号	災害廃棄物に係る被害状況について
27	様式第20号	火葬場施設被害
28	様式第21号	県企業局関係被害
29	様式第22号	自然公園事業関係被害
30	様式第23号	県公有財産関係被害

※様式は「島根県地域防災計画（資料編）」参照

5. 条例・規則関係

(1) 江津市防災会議条例

江津市防災会議条例

(昭和38年7月1日)
条例 第255号

改正 昭和 52 年 12 月 30 日条例第 22 号
昭和 60 年 9 月 30 日条例第 30 号
平成 12 年 3 月 23 日条例第 3 号
平成 16 年 8 月 4 日条例第 35 号
平成 23 年 6 月 24 日条例第 7 号
平成 25 年 3 月 19 日条例第 9 号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、江津市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 江津市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員 35 人以内をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 島根県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 島根県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 江津邑智消防組合の職員のうちから市長が任命する者
- (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (6) 教育長
- (7) 消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (9) 公共的団体の職員のうちから市長が任命する者
- (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

6 前項第 8 号から第 10 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年7月1日から施行する。

附 則 (昭和52年12月30日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年9月30日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月23日条例第3号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年8月4日条例第35号)

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年6月24日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月19日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日から平成26年3月31日までの間において、第3条第5項第10号に掲げる委員として新たに委員に任命される者の任期は、新条例第3条第6項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

(2) 江津市災害対策本部条例

江津市災害対策本部条例

(昭和47年6月30日)
(条例 第522号)平成8年 3月22日条例第15号
平成19年 3月26日条例第7号
平成25年 3月19日条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項第23条の2第8項の規定に基づき、江津市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 本部長は、本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 副本部長は本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部員は本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員が、これにあたる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(その他)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年3月22日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月26日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月19日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

(3) 江津市災害対策本部設置規則

江津市災害対策本部設置規則

(平成9年9月24日)
規則 第41号

改正 平成19年3月26日規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、江津市災害対策本部条例（昭和47年江津市条例第522号）第5条の規定に基づき、江津市災害対策本部（以下「対策本部」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 対策本部は、市の区域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において市長が必要と認めるときに設置する。

(解散)

第3条 前条の規定により設置された対策本部は、市長が適当と認めるときに解散する。

(本部長及び副本部長)

第4条 災害対策本部長は市長を、災害対策副本部長は副市長をもって充てる。

(地区班及び班)

第5条 対策本部に地区班を、部に班を置く。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、対策本部について必要な事項は、江津市地域防災計画に定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 江津市災害対策本部規則（昭和29年江津市規則第20号）は、廃止する。

附 則（平成19年3月26日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

6. 協定関係

(1) 江津市災害協定一覧表

協定名	協定締結先	協定締結日
災害時の相互応援に関する協定書	島根県、すべての市町村	平成8年2月1日
島根県総合防災システムの設置、運用及び管理に関する協定	島根県	平成12年3月1日
災害時における燃料等供給の協力に関する協定書	島根県石油協同組合江津支部	平成20年6月2日
災害時における災害救助犬及びセラピードッグの出動に関する協定書	NPO 法人日本レスキュー協会	平成22年10月1日
水道施設の災害に伴う応援協定書	江津市水道事業管理者 と 江津市管工事業組合	平成23年6月15日
災害時における情報交換に関する協定書	国土交通省中国地方整備局長	平成23年7月8日
災害情報放送の実施に関する協定書	石見ケーブルビジョン株式会社	平成24年7月11日
山陰都市連携協議会危機事業発生時における相互応援に関する協定書	鳥取県の4市 島根県の8市	平成24年10月2日
災害時における応急生活物資供給など支援協力に関する協定	生活協同組合しまね	平成26年1月30日
災害時等における緊急用LPガスの調達に関する協定書	一般社団法人島根県LPガス協会、島根県LPガス協会江津支部	平成26年4月1日
災害時における福祉専門職の派遣協力等に関する協定書	島根県、島根県社会福祉協議会が運営する「しまね災害福祉広域支援ネットワーク」	平成27年10月22日
災害時における量の提供等に関する協定書	5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会（市との連絡窓口 山陰製畳有限公司）	平成27年11月26日
災害時における物資供給に関する協定書	NPO 法人コメリ災害対策センター	平成27年11月26日
災害発生時における江津市と江津市内の郵便局の協力に関する協定	日本郵便株式会社 江津市内の郵便局	平成29年3月23日
特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	西日本電信電話株式会社島根支店	平成29年4月12日
災害時における復旧支援協力に関する協定書	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	平成30年1月17日
災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン	平成30年3月28日
島根県消防広域相互応援協定書	島根県、一部事務組合、広域連合	平成30年8月1日
災害救助物資の調達に関する協定書	株式会社ジュンテンドー	令和元年8月1日
江津市・日本下水道事業団災害支援協定	日本下水道事業団	令和元年10月1日
災害時における道の駅施設使用に関する協定書	国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長	令和2年1月21日
災害時における情報発信及び防災啓発に関する協定書	株式会社エフエム山陰、株式会社山陰放送	令和2年1月28日
島根県防災ヘリコプター応援協定	島根県、一部事務組合、広域連合	令和2年10月1日
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	令和3年3月30日
災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い	中国電力ネットワーク株式会社	令和5年2月1日
災害時における避難所運営及び応急対応資機材レンタルの協力に関する協定	株式会社アクティオ	令和5年8月8日
災害時における支援協力に関する確認書	株式会社イズミ	令和5年12月27日

(2) 島根県防災ヘリコプター運航管理要綱(抜粋)

島根県防災ヘリコプター運航管理要綱(抜粋)

(目的)

第1条 この要綱は、島根県防災ヘリコプター(以下「防災ヘリ」という。)の運航管理等について必要な事項を定め、安全かつ有効な運用を図ることを目的とする。

(防災航空隊の設置)

第4条 業務を円滑に遂行するために、市町村消防本部、一部事務組合消防本部及び広域連合消防本部派遣の消防職員で防災航空隊を構成する。

2 防災航空隊は、隊長、副隊長及び隊員からなる。

3 防災航空隊は、直接航空消防活動に従事する。

(運航基準)

第12条 防災ヘリは、次の各号に掲げる活動で、防災ヘリの特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合で、気象条件等が運航可能な場合に運航するものとする。

(1) 救急活動

交通不便地からの緊急患者の搬送、緊急傷病者発生地への医師の搬送及び医療資器材等の輸送並びに高度医療機関への重篤患者の搬送など

(2) 救助活動

水難事故、山岳遭難事故及び火災等における被災者の救助及び救出など

(3) 火災防御活動

林野火災等の大規模火災における空中消火活動並びに情報収集、伝達広報など

(4) 災害応急対策活動

災害等の状況把握並びに緊急物資、医薬品等の輸送及び応急要員、医師等の搬送など

(5) 災害予防活動

災害危険箇所等の調査、各種防災訓練等への参加など

(6) 技術習得訓練活動

上記活動を実施するに必要となる技術を習得するための訓練

(7) 一般行政活動

一般行政及び啓発活動での活用

(8) その他総括管理者が必要と認める活動

2 防災ヘリの運航は、整備点検及び気象条件等により運航できない場合を除き、原則として、午前8時30分から午後5時15分(以下「運航時間」という。)までの間とする。ただし、第13条に規定する緊急運航及び総括管理者が特に認める場合は、この限りではない。

(緊急運航)

第13条 緊急運航とは、前条第1項第1号から第4号に規定する運航をいう。

2 緊急運航は、前条第1項第5号から第8号に規定する運航及び前条第2項に規定する運航時間に優先する。

3 省略

4 省略

(使用手続)

第27条 防災ヘリの使用(緊急運航を除く。)を希望する者は、使用を希望する月の前々月の末日までに当該使用について、防災ヘリコプター使用申請書(様式第4号)を総括管理者に提出するものとする。

(使用承認)

第28条 総括管理者は、前条の申請があったときは、その使用目的及び内容等を審査のうえ、適当と認めるときは、その使用を承認するものとする。

2 総括管理者は、前項の規定により承認した場合は、防災ヘリコプター使用承認書(様式第5号)を交付するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成6年2月1日から施行する。ただし、第12条から第13条の規定は、平成6年4月1日から施行する。

2 平成6年2月1日から同年3月31日までの間の運航については、運行管理責任者が定めた業務計画に基づき運航する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

[様式第4号]

防災ヘリコプター使用申請書

第 号
令和 年 月 日

島根県防災部長 殿

申請者 住所

氏名 印

(担当者: TEL)

島根県防災ヘリコプターを下記により使用したいので申請します。

記

使用日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分				
使用目的					
使用内容					
搭乗者	職	氏名	住所	生年月日	性別

(3) 島根県防災ヘリコプター緊急運航要領 (抜粋)

島根県防災ヘリコプター緊急運航要領 (抜粋)

(趣旨)

第1条 この要領は、島根県防災ヘリコプター運航管理要項（以下「要綱」という。）第13条に基づき、島根県防災ヘリコプターの緊急運航について必要な事項を定めるものとする。

(他の規定との関係)

第2条 緊急運航については、要綱及び島根県防災ヘリコプター応援協定に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(緊急運航の基準)

第3条 要綱第13条に規定する緊急運航は、別紙1に掲げる基準に該当する場合とする。

(緊急運航の要請)

第4条 緊急運航の要請は、島根県防災危機管理課防災航空管理所に直接行う。

2 前項の要請は、島根県防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）により行うものとする。

(要請に対する回答)

第6条 所長は、前条の決定結果を直ちに要請者に回答しなければならない。

(受入体制の整備)

第9条 要請者は、第6条により出動決定の回答を受けた場合、次の事項について綿密な調整を行うとともに、結果を速やかに所長に連絡しなければならない。

- (1) 離着陸場の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場及び病院等への搬送手配
- (3) その他必要な事項

(報告)

第10条 運航指揮者は、緊急運航を終了した場合には、業務内容を所長に急患搬送報告書（様式第2号）又は災害活動報告書（様式第3号）により報告するものとする。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号 (災害)

防災ヘリコプター緊急運航要請書 (災害用)

①要請機関名	消防本部名等		発信者名	
②災害種別	(1)火災 <input type="checkbox"/> (2)救助 <input type="checkbox"/> (3)災害応急対策 <input type="checkbox"/> (4)その他 <input type="checkbox"/>			
③発生日時	年 月 日 (曜日) 時 分頃			
④要請内容	(1)偵察 <input type="checkbox"/> (2)空中消火 <input type="checkbox"/> (3)救助 <input type="checkbox"/> (4)広報 <input type="checkbox"/> (5)輸送 <input type="checkbox"/> (大きさ、重量、数量を③に記載) (6)その他 <input type="checkbox"/> (具体的に③に記載)			
⑤発生(要請)場所	市・町・村			地内
	北 緯		東 経	
⑥災害の概要				
⑦119番通報者情報	本人通報 <input type="checkbox"/> 関係者通報 <input type="checkbox"/> 多数通報有 <input type="checkbox"/>	氏名・ 電話番号		
⑧要請場所の 気象状況	天候 視程	風向 雲高等	風速 m/s	気温 ℃
⑨要請場所付 近の場外離着 陸場等(あれば)				
⑩現場指揮者	職名	氏名	携帯	
⑪現場との 通信手段	無線種別(主運用波 統制波1・2・3)呼出名称			
⑫広域航空消 防応援の準備	実施済 <input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/>			
⑬その他必要 事項、調整事 項等(あれば)				
要請先 島根県防災航空管理所 (島根県防災航空隊)	要請電話 0853(72)7666 FAX 0853(72)7671 一般電話 0853(72)7661・7662	防災行政無線 335-211~214 防災無線 FAX 335-230		

様式第1号 (救急)

防災ヘリコプター緊急運航要請書 (救急用)

①要請機関名	消防本部名等		発信者名	
②要請内容	現場救急 <input type="checkbox"/>			
	転院搬送 <input type="checkbox"/>			
③傷病者情報	(ふりがな) 氏名	男 <input type="checkbox"/> 生年 女 <input type="checkbox"/> 月日	年 月 日生	歳
	住所			
	傷病名	重症 <input type="checkbox"/> 中等症 <input type="checkbox"/>		
④発病 (負傷) の原因、経過等及び緊急搬送の必要性				
⑤感染症対策の必要性	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (病名:)			
⑥処置状況・搭載資器材等	酸素吸入 → 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 点滴 → 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>			
⑦傷病者の引継場所	要請側病院		⑧患者搬送車の要否	要請側病院
	受入側病院			受入側病院
⑨搭乗者	医師	(ふりがな) 氏名 病院名	男 <input type="checkbox"/> 生年 女 <input type="checkbox"/> 月日	年 月 日生 歳
	看護師	(ふりがな) 氏名 病院名	男 <input type="checkbox"/> 生年 女 <input type="checkbox"/> 月日	年 月 日生 歳
	付添人	(ふりがな) 氏名 住所	男 <input type="checkbox"/> 生年 女 <input type="checkbox"/> 月日	年 月 日生 歳
⑩その他必要事項、調整事項等(あれば)				
要請先 島根県防災航空管理所 (島根県防災航空隊)	要請電話 0853 (72) 7666 FAX 0853 (72) 7671 一般電話 0853 (72) 7661・7662	防災行政無線 335-211~214 防災無線 FAX 335-230		

搭 乗 者 名	操縦士		時間経過等	
	副操縦士			
	整備士			
	航空隊員			
運航管理者名				
場外支援者名				
		飛行時間		
通信員名			飛行距離	km
			散水回数	回
使用資器材				
活動状況				
備考				

(4) 島根県防災ヘリコプター緊急運航基準

島根県防災ヘリコプター緊急運航基準

1 基本要件

防災ヘリコプターの緊急運航は、原則として、次の基本要件を満たす場合に行う。

- (1) 県土及び県民の生命、身体及び財産を災害等から保護することが目的である場合
- (2) 緊急にヘリコプターが運航を行わなければ、県民の生命、身体及び財産が重大な危険にさらされる恐れがある程の、差し迫った必要性がある場合
- (3) 防災ヘリコプター以外の手段では、十分な活動効果が期待出来ない場合

2 該当事由

防災ヘリコプターの緊急運航該当事由は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策活動
- (2) 火災防御活動
- (3) 救助活動
- (4) 救急活動

3 緊急運航基準

防災ヘリコプターの緊急運航該当事由の運航基準は、次のとおりとする。

(1) 災害対策活動

ア 災害状況等の情報収集・伝達活動

災害の発生する恐れ、又は発生した場合で、広域にわたり情報収集活動や避難誘導等の情報伝達活動を行う必要のあると認められる場合

イ 緊急輸送

災害が発生した場合で、被災地に救援物資、医薬品及び人員等を搬送する必要があると認められる場合

ウ その他

災害対策活動上、ヘリコプターによる活動が特に有効と認められる場合

(2) 火災防御活動

ア 被災状況等の情報収集・伝達活動

大規模火災等が発生し、又は延焼拡大の恐れがあり、広域にわたり情報収集活動や避難誘導等の情報伝達活動を行う必要があると認められるとき

イ 空中消火活動

大規模林野火災が発生し、地上消火活動が地理的に困難であると認められる場合

ウ 消火資機材等の搬送

大規模林野火災において、地理的に資機材等の搬送が困難な場合

エ その他

火災防御活動上、ヘリコプターによる活動が特に有効と認められる場合

(3) 救助活動

ア 事故等における捜索・救助活動

イ その他

救助活動上、ヘリコプターによる活動が特に有効と認められる場合

(4) 救急活動

ア 傷病者の救急搬送

離島、山村等の交通遠隔地並びに高速道路等の事故現場から、緊急に傷病者の搬送を行う必要があると医師が認め、かつ医師が搭乗する場合

イ 転院搬送

県内の中核医療機関から県内遠隔地の高度・先進医療機関へ、緊急に傷病者の搬送を行う必要のあると医師が認め、かつ医師が搭乗する場合

ウ その他

緊急活動上、ヘリコプターによる活動が特に有効と認められる場合

7. 地区防災計画一覧

計画名	作成主体	計画対象区域	規定日
黒松地区防災計画	黒松自治区推進協議会 防災部会	黒松地区（黒松町全域）	平成 24 年 6 月
跡市地域自主防災会 防災計画	跡市地域自主防災会	跡市地域（井沢町、清見町、 跡市町、千田町）	平成 26 年 12 月
江津市敬川地区防災計画 風水害編	敬川まちづくり協議会	敬川地区（敬川町全域）	平成 30 年 4 月
郷田コミュニティ協議会・ 自主防災会防災計画	郷田地区自主防災会	郷田地区（江津町内）	令和 5 年 8 月
長谷地区防災計画	長谷地区自主防災会	桜江町長谷地区（長谷自治 会、山中自治会、八戸自治 会、勝地自治会）	令和 6 年 3 月
市山地区防災計画	市山地区自主防災会	桜江町市山地区（江尾自治 会、今田自治会、小一山自 治会、本町自治会、市東自 治会）	令和 6 年 3 月
川戸地区防災計画	川戸地区自主防災会	桜江町川戸地区（沖市自治 会、町自治会、高尾自治会、 三田地自治会、小田自治 会、志谷自治会）	令和 6 年 3 月
谷住郷地区防災計画	谷住郷地区自主防災会	桜江町谷住郷地区（下の原 自治会、市自治会、船津・ 白木自治会、妙見谷自治 会、天神郷自治会、谷自治 会）	令和 6 年 3 月
川越地区防災計画	川越地区自主防災会	桜江町川越地区（鹿賀自治 会、渡自治会、渡田自治会、 田津自治会、坂本自治会、 上大貫自治会、下大貫自治 会）	令和 6 年 3 月

江津市地域防災計画
【資料編】

令和7年2月

〒695-8501

島根県江津市江津町 1016 番地 4
江津市総務課

TEL 0855-52-2501

FAX 0855-52-1380